

研究紀要

第19号

**教員の専門性を高める
研修の内容及び方法について**

**幼稚園、小・中学校及び高等学校における
校内支援体制の充実**

ま え が き

特別支援教育は、平成17年12月に提言された「特別支援教育を推進するための制度の在り方」の答申を踏まえ、具体的な制度改正についての検討が進んでいます。

平成18年1月に発表された「教育改革のための重点行動計画」によれば、特別支援教育の推進に向けた『盲・聾・養護学校の「特別支援学校」への転換』や『小・中学校におけるLD等を含む障害のある子どもに対する教育の充実』についての具体的なスケジュールが示されており、今後、これに沿って、必要な制度改正や事業の推進が図られてまいります。当センターの研究事業では、このような動向を踏まえ、北海道における特別支援教育の緊要な課題を把握し、その解決に資する研究の推進に努力してまいりました。

「教員の専門性を高める研修の内容及び方法について」と題した研究では、特別支援教育に携わる教員が高い専門性を有し、幼児児童生徒や保護者等からの揺るぎない信頼を確立できるよう専門性を高めるために必要な研修の内容を整理し考察を行いました。また、特別支援教育に携わる教員に必要な専門性を6つの要素に整理し必要な研修の内容例を示しました。さらに、専門性を向上させるための、研修計画の立て方の視点と具体例を示しています。

「幼稚園、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実」と題した研究は、特別支援教育が一層推進されるように、校内支援体制の充実を目指して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校それぞれの立場で活用する際の方策について、具体例に基づき、分かりやすく整理・考察したものです。ぜひ、巻末に掲載しました校内支援体制のチェックシートで現状を把握するとともに、本研究紀要を活用し、校内支援体制の充実に努めていただきたいと思います。

本研究の成果については、当センターの研修講座等を通して、各学校の実践や研究・研修活動に環流できるように努めるとともに、ホームページも活用して、研究情報の迅速な提供や交流を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本研究紀要をとりまとめる上で、多大な御支援をいただきました研究専門者の北海道教育大学函館校助教授 青山眞二様、北海道教育大学札幌校助教授 齊藤真善様、研究協力者の千歳市立信濃小学校 佐々木正志先生、石狩市立紅南小学校 村田敏彰先生、岩見沢市立日の出小学校 袖野実佳先生には、厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

北海道立特殊教育センター

所 長 鈴 木 重 男

特別支援教育の専門性に関する研究 教員の専門性を高める研修の内容及び方法について

堀川 厚志* 小原 直哉** 佐古 勝利*** 齋藤 利文* 鎌田 典子**

目 次

本研究を活用するために	1
I 特別支援教育における専門性	
1 教員としての基本的資質とは	2
2 特別支援教育に求められる専門性とは	2
3 特別支援教育の専門性の構造図	3
II 一人一人の教員が専門性を高めるために	
Q 1 7障害種別に応じた知識と技能のポイントは?	4
Q 2 LD等の指導に活用できる知識と技能のポイントは?	5
Q 3 障害のある幼児児童生徒の実態把握のためには?	6
Q 4 個別の指導計画の作成における指導の目標と手立ては?	8
Q 5 一人一人の障害の状態や特性に応じた指導のためには?	10
Q 6 チームによる効果的な課題解決のためには?	12
Q 7 教育相談のための知識と技能を高めるには?	14
III 専門性を向上させるための研修計画	
1 研修の進め方	16
2 ライフステージに応じた研修	17
3 校内研修の視点と内容	18
4 自己研修の視点と内容	20

引用文献・参考文献

* 知的障害教育室 ** 肢体不自由・病弱教育室 *** 視覚障害教育室

☐ 本研究を活用するために ☐

I

特別支援教育 における専門性

特別支援教育に携わる教員に必要な専門性の内容と研修との関係を示しました。

II

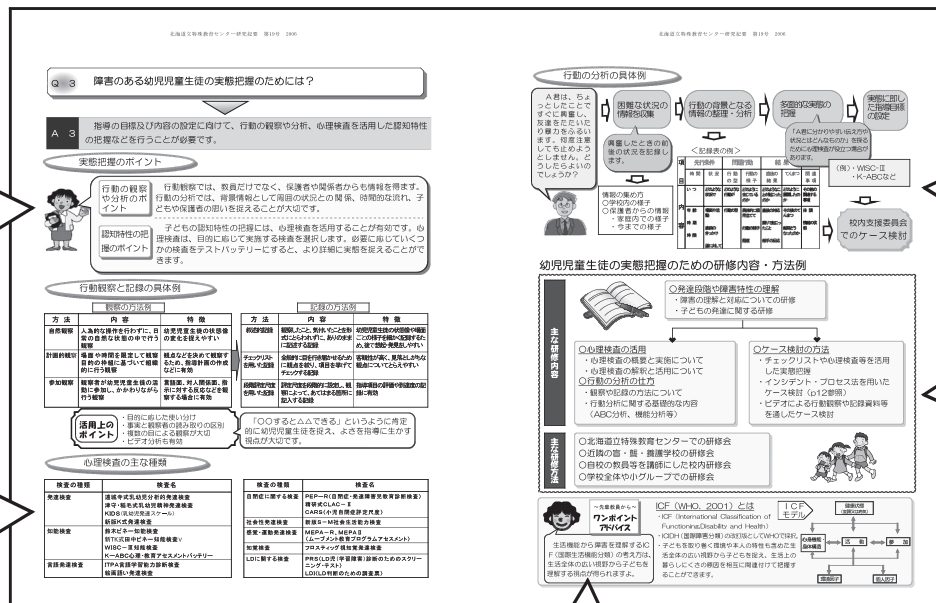
一人一人の教員が
専門性を
高めるために

特別支援教育に携わる教員に必要な専門性を 6 つの要素に整理し、専門性を高めるための研修の内容を例示しました。

本研究を活用するために

①各要素に関する専門性を高めるためのポイントを示しました。

②上記のポイントに対する具体的な内容を示しました。



③左ページ
で示された
ポイントに
関する具体
例を示しま
した。

④各要素に関する専門性を高めるための研修内容と方法の例を示しました。

⑤上記で示してきた内容以外で更に専門性を高めるために必要な視点等について示しました。

III

専門性を
向上させるための
研修計画

専門性を向上させるための研修計画の立て方の視点と具体例を示しました。

I 特別支援教育における専門性

本研究では、次の内容について、具体例を交えて紹介します。

- 特別支援教育に携わる教員に必要な専門性の内容
- 専門性を高めるための研修内容

1 教員としての基本的資質とは

「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（中央教育審議会，2005）では、「教員に求められる条件」として、次の3点が示されています。

教職に対する 強い情熱	教育の専門家としての 確かな力量	総合的な人間力
○教師の仕事に対する使命感や誇り ○子どもに対する愛情や責任感 ○常に学び続ける向上心	○子ども理解力 ○児童・生徒指導力 ○集団指導の力 ○学級作りの力 ○学習指導・授業作りの力 ○教材解釈の力	○豊かな人間性や社会性 ○常識と教養 ○礼儀作法をはじめ対人関係能力 ○コミュニケーション能力

これらは、教員にとって基本的に必要な資質であると考えられます。

2 特別支援教育に求められる専門性とは

特別支援教育に携わる教員には、教員としての基本的資質に加えて、幼児児童生徒の障害の状態や特性に応じたきめ細かな指導を行うための知識と技能が求められます。

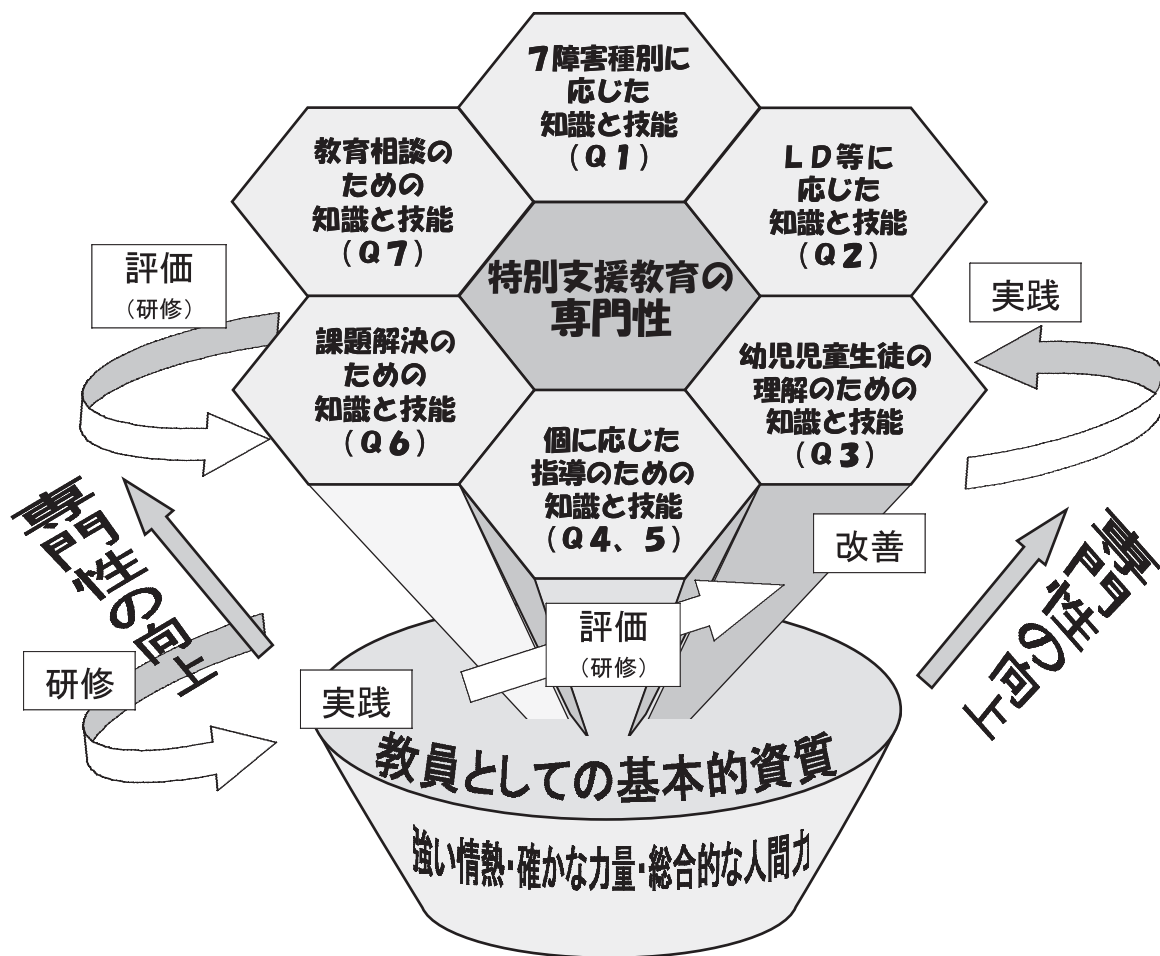
そこで、本研究では、特別支援教育に携わる教員に求められる専門性を、「特殊教育における専門性について」（北海道立特殊教育センター，2002）をもとに改変し、次の6点に整理しました。

7障害種別に 応じた知識と技能	視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害の7障害に対応するための知識と技能が必要です。
LD等に応じた 知識と技能	上記の7障害に加えて、特別支援教育の対象として新たに加わったLD、ADHD、高機能自閉症等に応じた知識と技能が必要です。
幼児児童生徒の理解 のための知識と技能	一人一人の教育的ニーズに応じた指導においては、的確な実態把握のための知識と技能が必要です。
個に応じた指導 のための知識と技能	的確な実態把握に基づき、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を最適化するための知識と技能が必要です。
課題解決のための 知識と技能	教員や保護者、関係者が指導に対する共通理解を図り、一体となった指導を実施するためには、組織やチームで課題解決するための知識と技能が必要です。
教育相談のための 知識と技能	盲・聾・養護学校がセンター的機能を発揮し、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒への指導を充実させるためには、教育相談のための知識と技能が必要です。

3 特別支援教育の専門性の構造図

特別支援教育の専門性の要素を構造化すると、下図のように整理できます。それぞれの要素が関連し合っ
て専門性が成り立っており、専門性を向上させていくためには、各要素に関する研修を積んでいくこと
が重要です。実際の指導場面で課題となる事項に関する研修をしたり、研修で学んだことを実際の指導場
面で繰り返し試してみることが必要です。

さらに、教員一人一人の専門性を学校組織の中で有効に機能させていくことが必要となります。



特別支援教育における専門性

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（中央教育審議会，2005）では、「今後、特別支援教育を担当する教員について免許状で担保すべき資質能力」として次の4点を挙げています。

- ・ 特別支援教育全般に関する基礎的な知識
- ・ 障害のある幼児児童生徒の心理、生理及び病理に関する一般的な知識・理解
- ・ 障害のある幼児児童生徒の教育課程及び指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力（重複障害児の指導に関する知識・理解を含む）
- ・ 小・中学校等の支援のために必要なLD・ADHD・高機能自閉症等に関する知識・理解及び実践的指導力

免許制度からみた
教員の資質能力

【研修の法的な根拠】

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

（教育公務員特例法第21条第1項）

Ⅱ 一人一人の教員が専門性を高めるために

Q 1 7障害種別に応じた知識と技能のポイントは？

A 1 発達や身体機能を含めた一人一人の障害の状態や特性等を的確に把握し、対応することです。

障害のある幼児児童生徒への教育における知識と技能を、7つの障害種別に主なポイントとして示しました。

視覚障害教育

- 見えにくさに関する知識と指導技能
- 視覚認知や触覚認知のための概念形成に関する知識と指導技能
- レンズや点字機器等の視覚補助具に関する知識と指導技能
- 視覚管理に関する知識と指導技能

聴覚障害教育

- 聞こえにくさに関する知識と指導技能
- 行動、経験、心情概念の形成及びその言語化に関する知識と指導技能
- 発音発語、読話、指文字、手話等に関する知識と指導技能
- 聴覚管理(補聴器、人工内耳)に関する知識と指導技能

知的障害教育

- 知的機能や社会生活に必要な技能や適応行動に関する知識と指導技能
- 認知、言語、感覚・運動、意思交換等の発達に関する知識と指導技能
- コミュニケーションに関する支援やかかわり方の知識と指導技能
- 学習上の特性に関する理解と指導技能

肢体不自由教育

- 運動、動作、姿勢に関する知識と指導技能
- 感覚や認知発達に関する知識と指導技能
- 身体機能に応じた補装具、補助具、情報教育機器等に関する知識と指導技能
- 健康管理、摂食指導、医療的ケアに関する知識と指導技能

病弱・身体虚弱教育

- 病気の種類や病状についての知識と指導技能
- 発達段階に応じた心理的安定に関する知識と指導技能
- 病気の種類や病状に応じた学習補助具や情報機器に関する知識と指導技能
- 病気に対応した自己管理に関する知識と指導技能

情緒障害教育

- 社会的な適応と情緒的発達に関する知識と指導技能
- 知的機能、認知、言語、感覚・運動機能、社会性、コミュニケーション等に関する知識と指導技能
- 心理的な安定に関する知識と指導技能
- 心理的な要因による行動上の問題の理解と教育的対応

自閉症教育

- 対人関係の形成に必要な技能や社会的な適応に関する知識と指導技能
- 知的機能、認知、言語、感覚・運動機能、社会性等に関する知識と指導技能
- コミュニケーション支援に関する理解と対応
- 自閉症の特性に関する理解と教育的対応

言語障害教育

- 言語症状に関する知識と指導技能
- 言語機能や言語発達、音声言語に関する知識と指導技能
- コミュニケーションに関する知識と指導技能
- 言語障害に伴う心理的な負担に対する知識と指導技能

Q 2 LD等の指導に活用できる知識と技能のポイントは？

A 2

これまでの7障害種別の教育で培った障害のある幼児児童生徒の認知特性や行動特性を踏まえた指導に関する知識と技能を活用することができます。

LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒の指導に活用できる主なポイントを、7障害種に共通する基本的な内容と7障害種別の教育ごとに示しました。

LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒への指導

活用

基本的
内 容

- 子ども一人一人の良さや特性を把握し、指導に生かす視点
- 子どもの自尊感情を高めるための指導（ほめる指導）
- 障害の状態や特性に応じたきめ細かな指導
- 取り組みやすさや分かりやすさを工夫した指導
- 長期的な視点をもち、粘り強く指導を工夫する姿勢

視覚障害
教育

- 視覚認知に関する指導、空間認知に関する指導
- 視覚等に配慮した指導
- 書字、読字指導
- 視力や視覚に配慮した教室展示や教材作成
- フロスティック視知覚発達検査による視覚認知の実態把握

聴覚障害
教育

- 発音、発語指導
- 言語指導 ○ 絵日記指導
- 視覚的な手がかりを利用した指導
- 読書力テストによる実態把握

知的障害
教育

- 認知特性に配慮した指導
- スモールステップによる指導
- 社会スキル、生活スキルに関する指導
- 体験的な活動を重視した指導
- 職業自立、社会自立を目指した指導

肢体不自由
教育

- 体の動きに関する指導（体の動きのコントロール）
- 手指の動きに関する指導
- 感覚や認知発達の特성에応じた指導

病弱・身体虚弱
教育

- 自己の生活管理に関する指導
- 学習空白に配慮した指導計画の作成
- 不登校児童生徒への心理的な安定を図る指導

情緒障害
(自閉症)
教育

- 心理的な安定を図る指導
- 自閉症の特性に基づくアセスメント
- 行動問題のアセスメントと指導
- ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルに関する指導
- 環境調整の工夫（物理的構造化、視覚的構造化、スケジュール、ワークシステム）

言語障害
教育

- 言葉によるコミュニケーションの指導
- 言葉の意味理解の指導
- 言葉の聞き分け、聴覚的弁別に関する指導

一人一人の教員が専門性を高めるために

Q 3 障害のある幼児児童生徒の実態把握のためには？

A 3

指導の目標及び内容の設定に向けて、行動の観察や分析、心理検査を活用した認知特性の把握などを行うことが必要です。

実態把握のポイント



行動の観察 や分析の ポイント

行動観察では、教員だけでなく、保護者や関係者からも情報を得ます。行動の分析では、背景情報として周囲の状況との関係、時間的な流れ、子どもや保護者の思いを捉えることが大切です。

認知特性の把握の ポイント

子どもの認知特性の把握には、心理検査を活用することが有効です。心理検査は、目的に応じて実施する検査を選択します。必要に応じていくつかの検査をテストバッテリーにすると、より詳細に実態を捉えることができます。

行動観察と記録の具体例

観察の方法例

方法	内容	特徴
自然観察	人為的な操作を行わずに、日常の自然な状態の中で行う観察	幼児児童生徒の状態像の変化を捉えやすい
計画的観察	場面や時間を限定して観察する目的の枠組に基づいて組織的に行う観察	観点を決めて観察するため、指導計画の作成などに有効
参加観察	観察者が幼児児童生徒の活動に参加し、かかわりながら行う観察	言語面、対人関係面、指示に対する反応などを観察する場合に有効

記録の方法例

方法	内容	特徴
叙述的記録	観察したこと、気付いたことを形式にとらわれずに、ありのままに記述する記録	幼児児童生徒の状態像や場面ごとの様子を細かく記録するため、後で想起・発見しやすい
チェックリストを用いた記録	全般的に目を行き届かせるために観点を絞り、項目を挙げてチェックする記録	客観性が高く、見落としがちな観点についてとらえやすい
段階的評価尺度を用いた記録	評価尺度を段階的に設定し、観察によって、あてはまる箇所を記入する記録	指導項目の評価や到達度の記録に有効

活用上の ポイント

- ・ 目的に応じた使い分け
- ・ 事実と観察者の読み取りの区別
- ・ 複数の目による観察が大切
- ・ ビデオ分析も有効

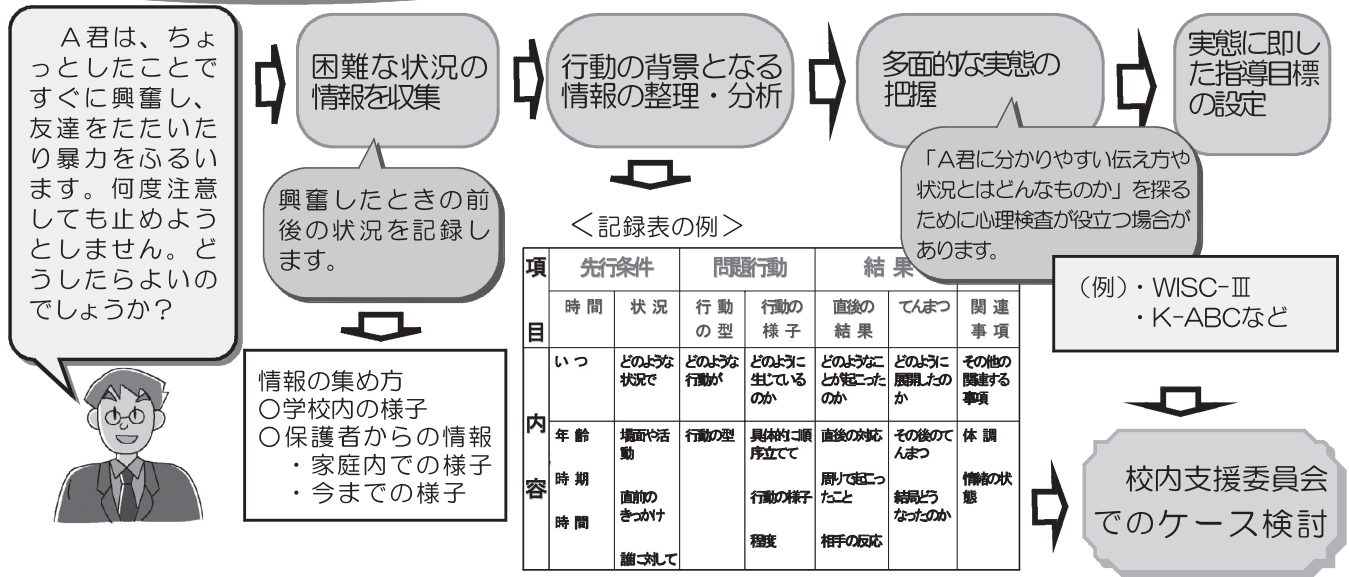
「〇〇すると△△できる」というように肯定的に幼児児童生徒を捉え、よさを指導に生かす視点が大切です。

心理検査の主な種類

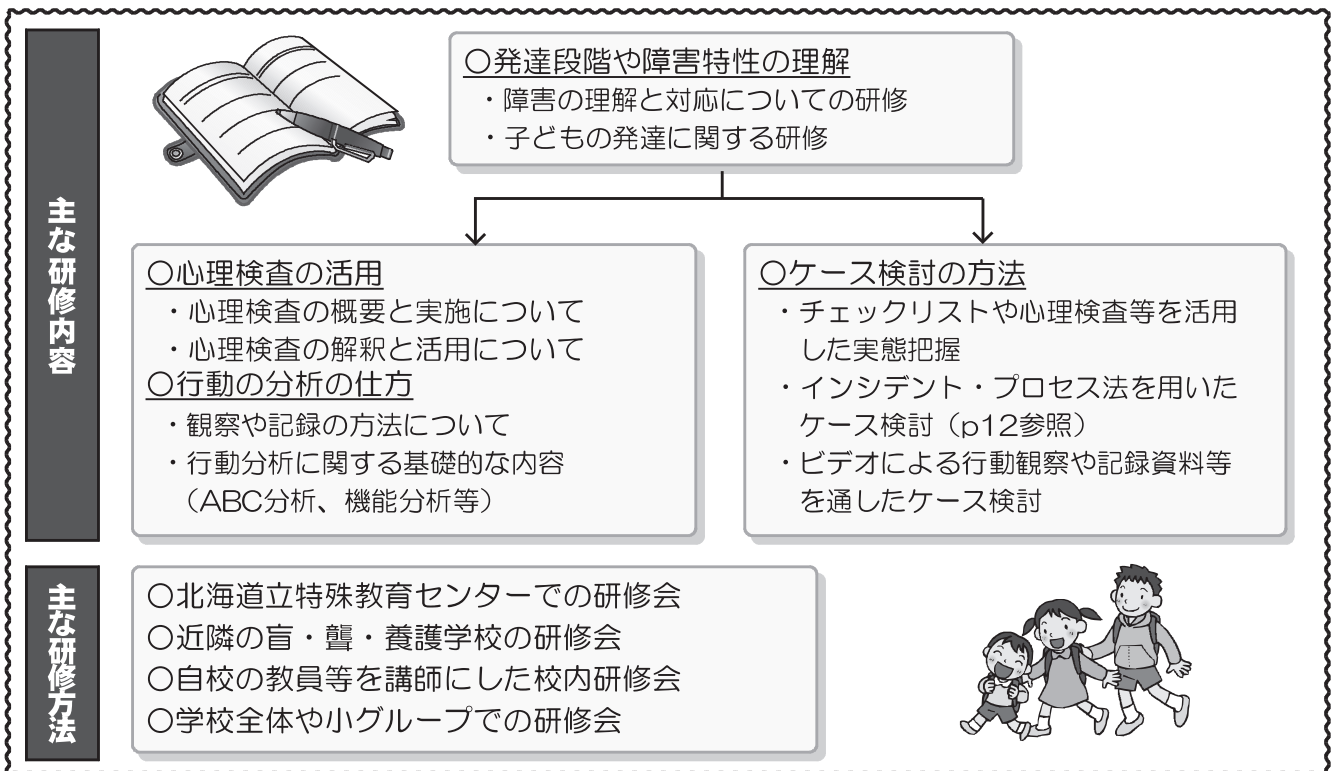
検査の種類	検査名
発達検査	遠城寺式乳幼児分析的発達検査 津守・稲毛式乳幼児精神発達検査 KIDS〈乳幼児発達スケール〉 新版K式発達検査
知能検査	鈴木ビネー知能検査 新TK式田中ビネー知能検査V WISC-Ⅲ知能検査 K-ABC心理・教育アセスメントバッテリー
言語発達検査	ITPA言語学習能力診断検査 絵画語い発達検査

検査の種類	検査名
自閉症に関する検査	PEP-R〈自閉症・発達障害児教育診断検査〉 精研式CLAC-Ⅱ CARS〈小児自閉症評価尺度〉
社会性発達検査	新版S-M社会生活能力検査
感覚・運動発達検査	MEPA-R、MEPAⅡ 〈ムーブメント教育プログラムアセスメント〉
知覚検査	フロスティグ知覚発達検査
LDに関する検査	PRS〈LD児（学習障害）診断のためのスクリーニング・テスト〉 LDI〈LD判断のための調査票〉

行動の分析の具体例



幼児児童生徒の実態把握のための研修内容・方法例



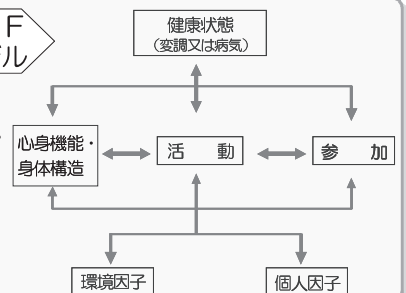
～先輩教員から～ ワンポイント アドバイス

生活機能から障害を理解するICF（国際生活機能分類）の考え方は、生活全体の広い視野から子どもを理解する視点が得られますよ。

ICF（WHO, 2001）とは

- ・ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）
- ・ICIDH（国際障害分類）の改訂版としてWHOで採択。
- ・子どもを取り巻く環境や本人の特性も含めた生活全体の広い視野から子どもを捉え、生活上の暮らしにくさの原因を相互に関連付けて把握することができます。

ICF モデル



Q 4 個別の指導計画の作成における指導の目標と手立ては？

A 4 実態把握に基づき、評価が容易な具体的な内容とすることが必要です。

指導の目標と手立ての設定のポイント



具体的な目標の設定

指導の目標は、子どもの到達する内容が具体的にイメージできるように設定します。特に短期目標については、容易に評価可能な内容であることと、達成までの段階的な基準等を明示しておくことが大切です。

指導場面、役割分担の明確化

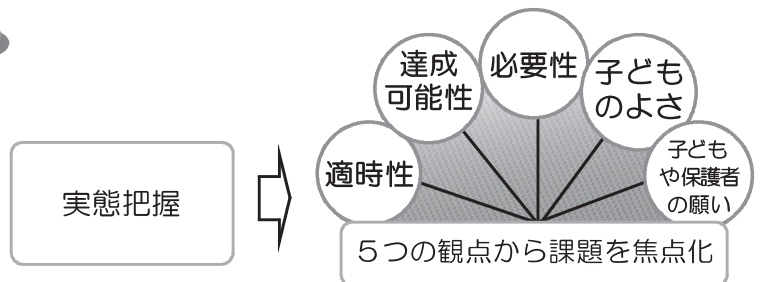
目標の達成のための手立ては、予想される子どもの状態に応じて様々な角度から検討し、実態把握の情報から有効性が高いと仮定できる手立てを設定します。さらに、5W1Hの観点から役割分担を明記して、指導の見通しをもたせることが大切です。

※5W1H:When(いつ)、Where(どこで)、Who(だれが)、What(なにを)、Why(なぜ)、How(どのように)

指導の目標設定の具体的な方法

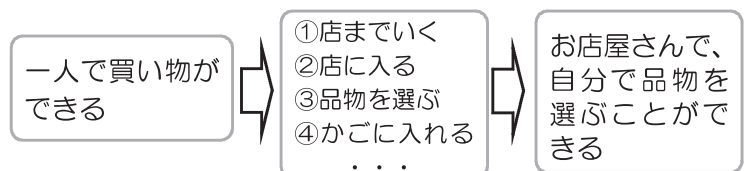
◎実態把握から、課題の焦点化を

実態把握から収集された情報をもとに課題を整理し、焦点化します。



◎具体的な指導の目標設定

課題の分析を行い、段階的に指導の目標を設定します。



◎段階に応じた具体的な手立ての設定

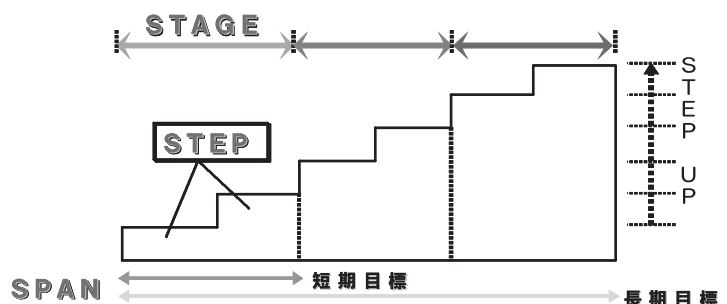
日常観察や心理検査の結果等から、子どものよさや得意な力を活用して、目標の達成に有効な手立てを設定します。



◎長期目標と短期目標設定の考え方

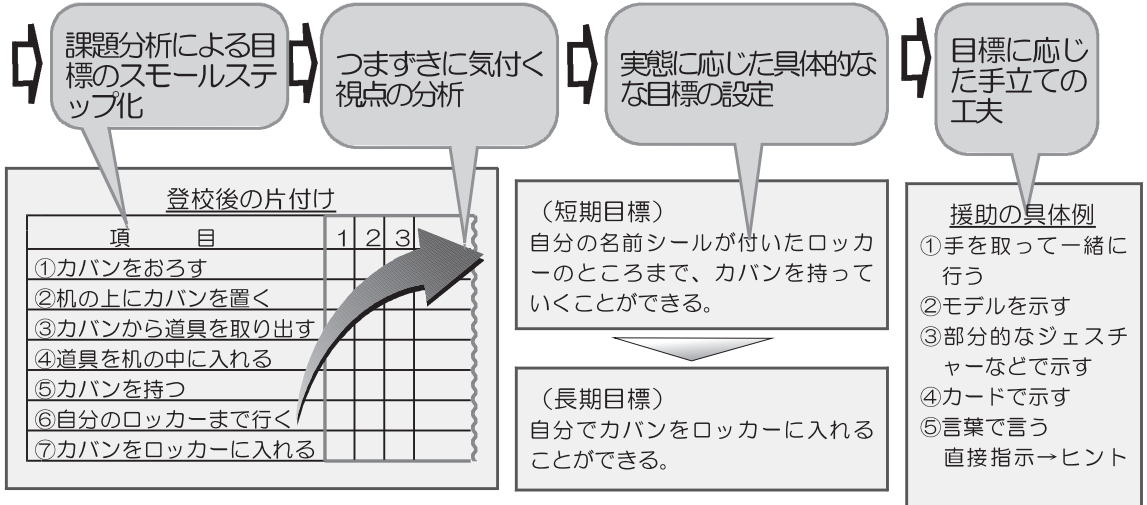
目標の設定に当たっては、目標達成をゴールとし、右図の3S（ステップ、ステージ、スパン）を明確化することが必要です。

- ・STEP〈ステップ〉：細分化した目標の単位
- ・STAGE〈ステージ〉：まとまりある目標の単位
- ・SPAN〈スパン〉：指導期間

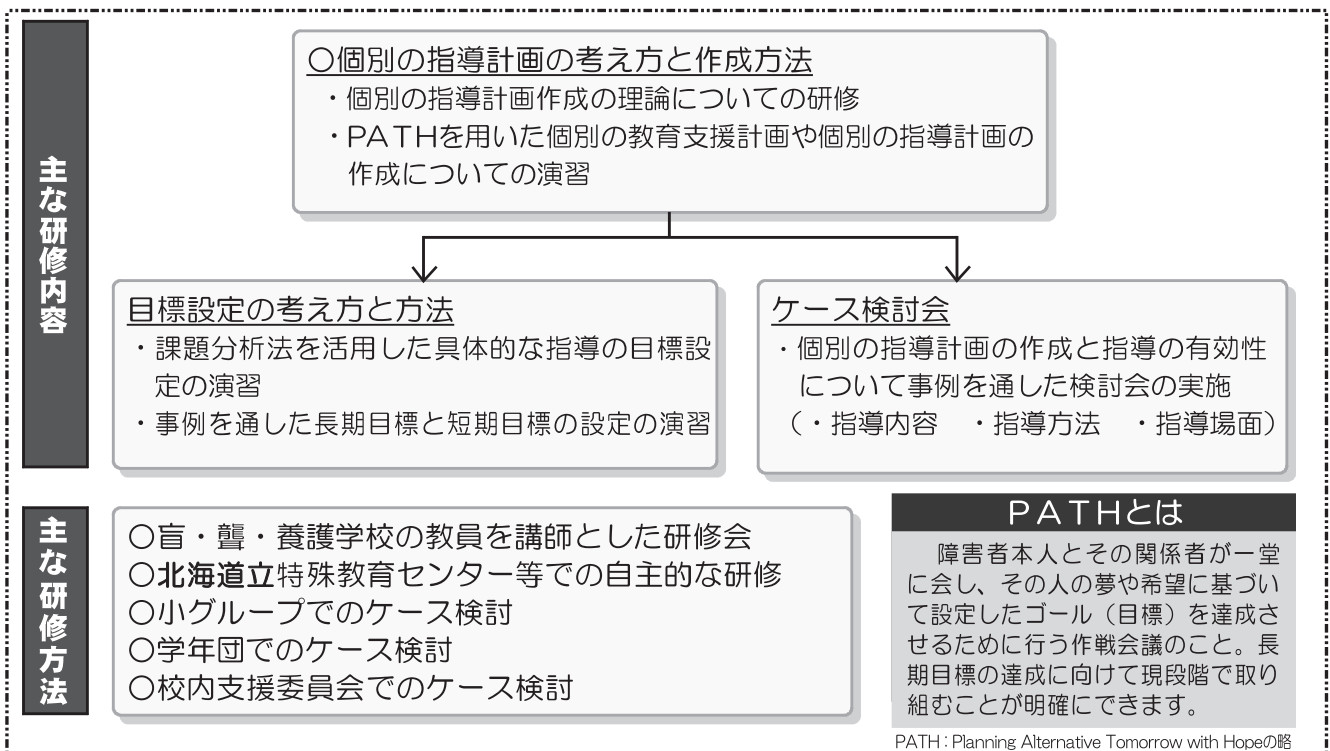


目標と手立ての設定具体例

Bさんは、登校後、カバンの片付けを、なかなか一人でできず、時間がかかります。どのように目標を立て、指導をすると良いですか？



個別の指導計画に関する研修内容・方法例



一人一人の教員が専門性を高めるために

～目標の設定～

小学部(小学校)から高等部(高校)までの間には、児童生徒を取り巻く状況が異なり、目標を設定する際に重視する要因に違いがあります。発達に遅れのある児童生徒の場合、小学部では、物や人とかかわりや集団を意識する活動などの児童の発達段階に見合った課題に比重をおいた設定が多くなります。高等部では、卒業後の生活を想定した設定が多くなります。

～先輩教員から～
ワンポイントアドバイス



～個別の指導計画の作成～

個別の指導計画の作成の際には、教育課程等を踏まえ、各教科等の指導計画との関連を図りましょう。また、教員間や保護者の共通理解を図ることが、とても大切になります。

Q 5 一人一人の障害の状態や特性に応じた指導のためには？

A 5

個別の指導計画に基づいて、実践し評価するという一連の教育活動の中で、評価を子ども一人一人の学習活動に生かす「指導と評価の一体化」を図ることが必要です。

指導と評価のためのポイント

指導内容設定のポイント

- ①一人一人の子どものよさを生かす
- ②子どもの発達段階、生活年齢に合わせる
- ③意欲的、自発的に力が発揮でき、成就感を得やすい工夫をする
- ④日常生活に結びつく工夫をする

指導方法設定のポイント

- ①教材・教具の工夫
- ②学習集団の工夫
- ③介助、演示、言葉かけ、教具の提示方法
- ④指導体制（チーム・ティーチングによる展開）
- ⑤学習環境の工夫
- ⑥見通しをもたせる指導
- ⑦子どもが取り組みやすい方法の選択
- ⑧学習の成果が分かるための工夫

実態把握

指導目標

指導内容

指導方法

学習環境

学習環境設定のポイント

- ①教員間の連携
- ②子どもの理解と状況に応じた指導方法の判断、選択、適用
- ③活動内容の組み合わせを最適化
- ④子どもの分かりやすさに応じた発問、指示、例示、提示の仕方の効果的な選択や組み合わせ

- 指導場面単位
- 授業単位
- 単元（題材）単位
- 一定期間単位

個に応じた指導の充実を図るためには、PDCAサイクルを確実に機能させ、指導と評価の一体化を図ることが重要です。

評価・改善のポイント

- ①評価計画の作成
- ②目標に対する評価規準の設定
- ③保護者や関係者と連携した評価の実施
- ④評価による指導の改善点の明確化

評価

個に応じた指導

計画
plan

改善
Action

実施
do

評価
Check

指導と評価が一体化した授業の具体例

単元名「大きなかぶ」
（7時間）

目標

- お話のおもしろさを楽しんで読む。
①お話を楽しめる。
②・・・・・・・・
③・・・・・・・・

2時間目
評価の観点

- ①お話のおもしろさがわかり、進んで・・している。

計画
plan

2時間目
TTで3グループに分かれて学習（学年合同）
①：紙芝居 声優グループ
②：劇グループ
③：パネルシアターグループ
児童の希望と、国語科の実態からグループを編成

実施
do

グループごとに活動開始

評価
Check

②グループ
B君：動作が思いつかないため、教師が手本を見せる。Action

③グループ
C君：パネルシアターを操作しながらストーリーの理解ができたため、②グループへ移動。Action

改善
Action

計画
plan

同じ役の友達に注目させる

友達の活動の感想を発表する

実施
do

自分の役を演じてみる

効果的な授業の展開では、PDCAサイクルが確実に機能している。

目標に準拠した評価方法の具体例

短期目標	ステップ	4/5	4/6	4/7	4/8
○△□の基本図形を描くことができる	1. 線をなぞって丸を描く	△	○	—	—
	2. 見本を見ながら丸を描く	/	△	△	○
	3. 見本を見ないで丸を描く	/	/	/	△

○：ほぼできる △：できることがある /：まだ不十分 —：目標達成(評価対象外)

授業の中で評価を繰り返しながら、ステップアップを図る

指導の展開・評価に関する研修の内容・方法例

主な研修内容

○個に応じた指導や授業の基本

・個に応じた指導や授業の基本的な知識・技能について

○教材研究

- ・実践事例による指導内容・方法について
- ・子どもの状況や課題に応じた教材・教具の作成と活用方法について

○授業研究

- ・個別の指導計画を生かした授業作りについて
- ・様々なテーマに基づいた授業研究
- ・個に応じた具体的な指導について

○評価方法の工夫

- ・学習評価の機能及び評価計画について
- ・評価規準や多様な評価方法について

○授業における評価及び評価の活用

- ・授業における効果的な評価方法について
- ・目標に準拠した評価方法について

主な研修方法

- 講師を招いた校内研修会（外部講師、自校の教員講師）
- 北海道立特殊教育センターの研修会や自主的な研修
- 小グループでのケース検討
- 学校全体や学級や学年などによる授業研究
- スーパーバイザーを招いた授業研究
- 保護者や関係者等を交えた事例検討会
- 自主サークルによる学習会
- 実践発表のある各種研修会
- 先進的な取組をしている学校の視察



一人一人の教員が専門性を高めるために

～先輩教員から～
**ワンポイント
アドバイス**



～実践的指導力～

実践的指導力は、研修等で得た知識や技能を、指導等で実践することによって身に付いていきます。ビデオなどを利用して自分の指導を振り返ったり、指導結果のデータをとって分析したり、他の教師の実践を見たり、先輩からアドバイスを受けたりして、実際に試してみることにより、一人一人の子どもの実態に応じた指導を見つけ出ししていくことができます。その積み重ねによって自分の「引き出し」が増え、子どもの行動を予測したり、その時々の子どもの状況に応じて指導の内容や方法を選択、応用することができるようになりますよ。

Q 6 チームによる効果的な課題解決のためには？

A 6

教員や関係者など、チームにおいて効果的な課題解決を進めるためには、課題解決のためのスケジュールの明確化、目的の共有、参加者の役割の明確化が必要です。

効果的な課題解決を進めるためのポイント



スケジュールの明確化

課題解決のためのプロセスを整理し、必要な協議の場を計画的に設定します。

検討課題の内容を整理

限られた時間内に効果的な協議をするためには、課題解決に必要な要素を段階的に整理し、協議時間に見合った内容を設定することが大切です。

課題検討の方向性と役割の明確化

活発な意見交換をするためには、参加者が課題検討の方向性と役割を、意識できるように明示します。

実態の把握や指導の共通理解のために

効果的な指導や授業の実施のために

指導の評価や指導上の課題の解決のために

効果的な課題解決を進める技法の例

ブレインストーミング

複数のメンバーによる自由討論方式で、連想的に発展させたアイデアを生み出していく方法。

（活用の例）

教材・教具の工夫など、より多くのアイデアを必要とする課題解決の場に活用

K J 法

テーマに沿った多くのデータをグループ化し、構造化して状況を明確にし、解決法を見出す方法。

（活用の例）

指導体制の改善や工夫、物理的な環境整備の改善などの課題解決の場に活用

インシデント・プロセス法

実際に起こった出来事をもとに、参加者が背景にある事実を収集しながら、問題解決の方策を考えていく事例研究法。

（活用の例）

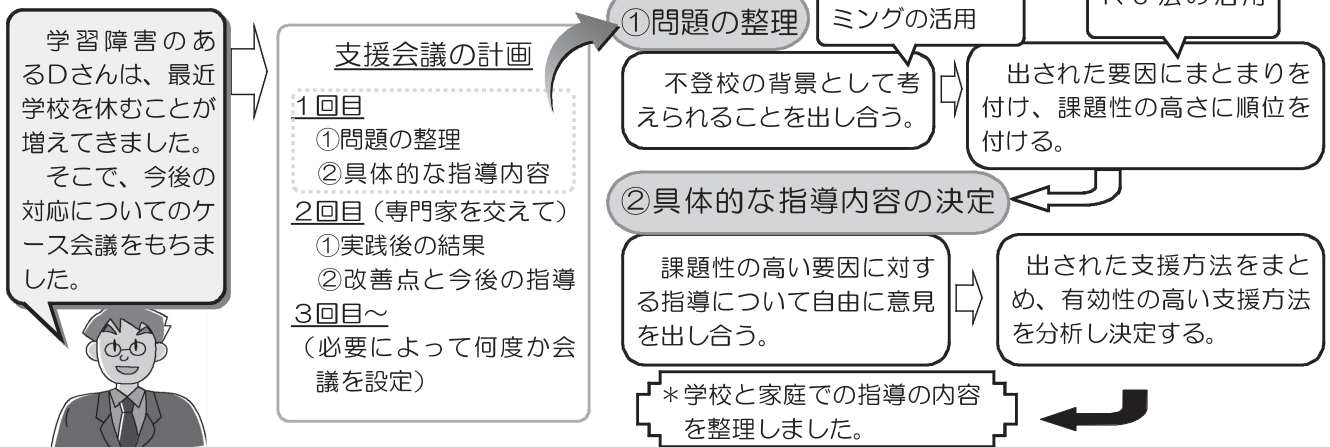
実際の指導方法の改善などの事例検討会に活用

ブレインストーミングの4つのルール

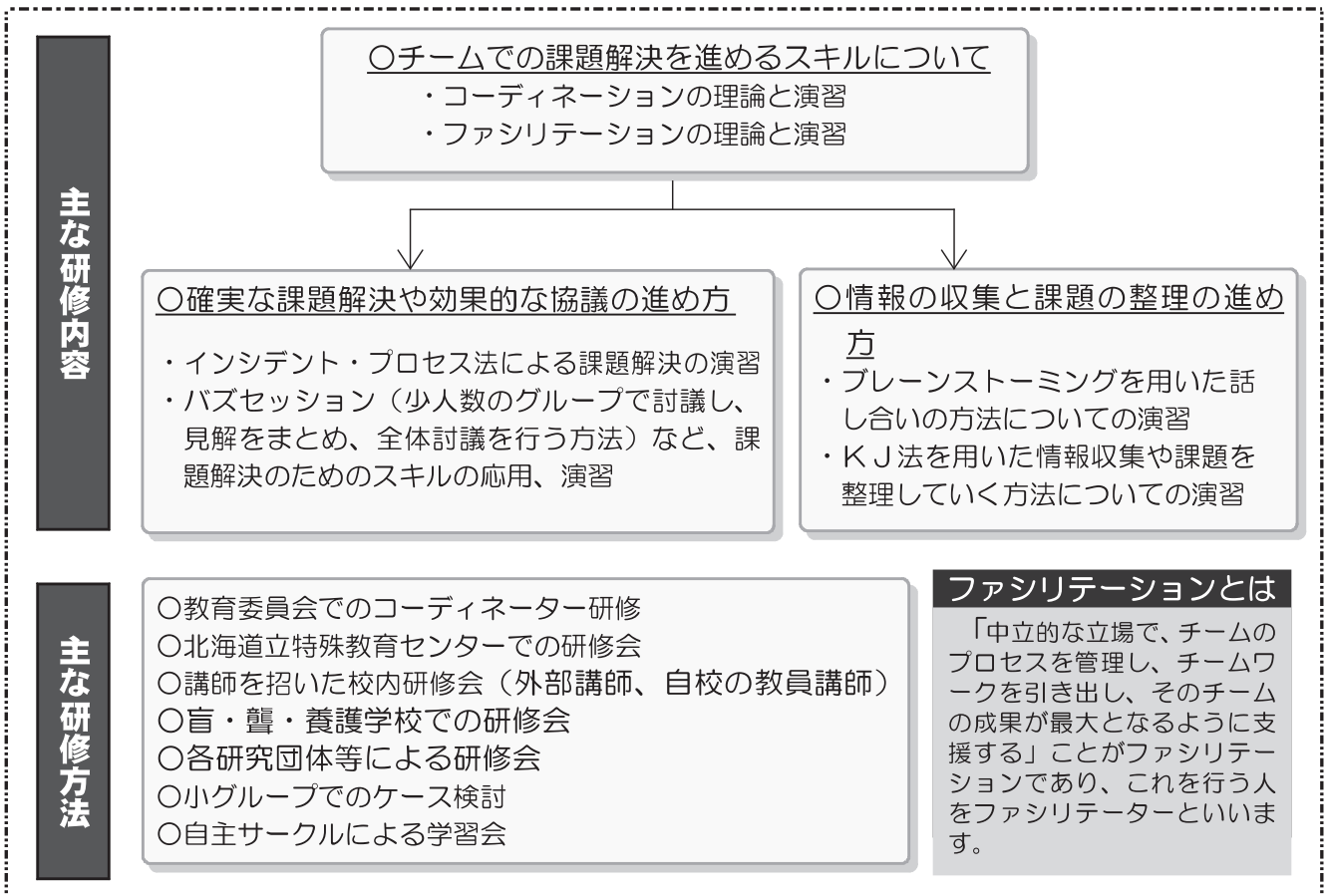
- ①他人のアイデアの批判は禁止する
- ②自由な発想で、思いついたら自由に発言する
- ③より多くのアイデアを出し合う（質より量）
- ④他人のアイデアを修正、改善、発展、結合する

単独の方法を活用するよりも、課題の内容によっていろいろな方法を組み合わせていくことやアレンジを加えていくなど、工夫して進めていくことが効果的です。

チームによる課題解決の具体例



チームによる課題解決に関する研修の内容・方法例



～先輩教員から～ ワンポイントアドバイス



～インフォーマルな交流～

日常的な情報交換や、学校以外でのレクリエーションなどのインフォーマルな場での交流も大切にしましょう。思わぬアイデアが生まれることもありますよ。

～ワークショップ型の研修～

会議を進める技法は、本を読んでもなかなか理解できないことがあります。ワークショップなどの参加型の研修は、内容の理解に役立ち、具体的な活用場面をイメージできますよ。

Q 7 教育相談のための知識と技能を高めるには？

A 7

教育相談に関する理論的な知識、実際の相談場面を想定した演習、実施した相談に対する評価を受けることが必要です。

教育相談のための知識と技能とは・・・



教育相談を進める際のポイント

「インテーク」「アセスメント」「カンファレンス」「アドバイス」の流れが基本です。相談では、主訴に応じて保護者の意図をくみとり、問題点を整理して、助言や他機関への紹介を行います。

保護者の心情の理解のポイント

保護者の心情の共感的理解や保護者の話を傾聴することにより、信頼関係を築くことが大切です。また、保護者の心理的な動揺に配慮しながら障害や発達の状態の説明、就学先への助言等を行います。

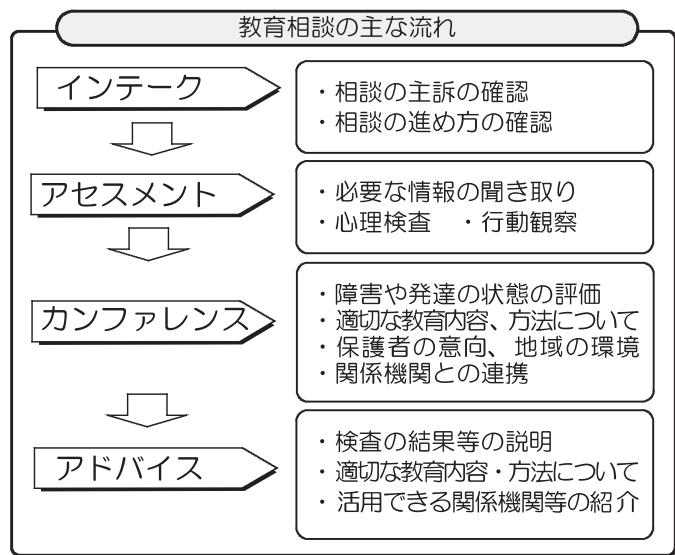
保護者に対する助言のポイント

子どもの課題を解決するための方向性や方法を具体的に助言します。また、子どもの状況に応じた情報の提供、保護者のニーズに応じた関係機関との連携のための支援を行います。

子どもへの指導・支援のポイント

学校や家庭での子どもの理解や効果的な指導及び支援を促すために、直接子どもを指導することを通して、必要な指導や支援方法を具体的に示していくことが大切です。

◎教育相談の内容と主な技法

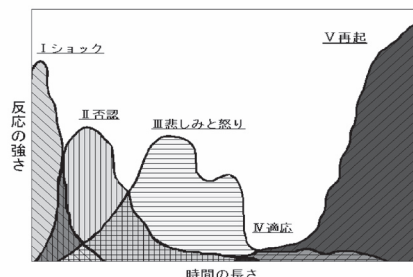


面接相談における技術

受容	相談者の言葉をそのまま受け入れる。
繰り返し	相談者の自問自答を助けるために、訴えの要点を相手に確認する。
沈黙	沈黙することにより、認識を深めたり、再度振り返る場を与える。
質問	不明な部分を聞き返す。
明確化	言葉にしていない点の意識化や抽象的な言葉を具体化させる。
指示	言動に同意し、必要な指示を与える。

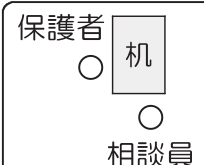
◎保護者の心情の理解

保護者は、子どもに障害があることを情動的に受け入れるまでに、様々な心理過程を経ます。その心理過程を理解し、現在の心理状況に応じた相談を進めていく必要があります。



先天奇形を持つ子どもの誕生に対する正常な親の反応の継起を示す仮説的な図 (Drotar,D.ら,1975)

◎話しやすい位置関係



子ども、保護者・関係者への指導・支援の具体例

自閉症の疑いのある幼児に対する教育相談事例

相談回数	相談場所	相談内容
第1回目	養護学校	・幼稚園での集団行動やコミュニケーションの困難さ、発達全般についての実態把握と基本的な対応についての助言
第2回目	幼稚園	
第3回目 ↓ 第5回目	養護学校	・絵カードを使った指導 ・スケジュールを活用した指導 ・要求を伝えるときのカード選択の指導 ・「はい」「いいえ」の意思表示カード使用の指導
第6回目	療育機関	・保護者、療育機関スタッフ、養護学校コーディネーターによる支援会議



保護者の了解のもと、指導の様子をビデオ等に記録し、会議で活用しています。

教育相談に対する研修の内容・方法例

主な研修内容

○教育相談に関する基本的な事項について

- ・教育相談の内容と方法
- ・教育相談の進め方と技法

講義と演習を組み合わせて行うと効果的です。

○教育相談の実際

- ・実際の教育相談を想定した演習
- ・実際の教育相談に参加（補助員として）

○心理検査の活用

- ・心理検査の概要と実施方法
- ・心理検査の解釈と活用

○助言内容の検討

- ・事例を通しての演習
- ・教育相談のケース検討を通じた助言内容の検討

○指導内容の検討

- ・助言内容に基づいた指導プログラムの作成
- ・障害の状態に応じた教材・教具の作成

主な研修方法

- 教育委員会のコーディネーター養成研修、経験者研修等
- 北海道立特殊教育センターの研修講座や自主的研修
- 盲・聾・養護学校の研修会
- 各研究団体等による研修会
- スーパーバイザーを招いての事例検討会



一人一人の教員が専門性を高めるために

Ⅲ 専門性を向上させるための研修計画

1 研修の進め方

- 特別支援教育に携わる教員の6つの専門性(p2参照)を向上させるためには、日々の教育実践と、自己研修、校内研修、校外研修等の一体化を図りながら、それぞれを関連させて計画的に実施する必要があります。
- 自己研修や校外研修で学び得た成果は、校内研修等で普及するとともに、授業研究の授業者、研究成果発表会の発表者などを積極的に引き受け、それぞれの場面で校内外の関係者から評価を受けることが専門性を高めるために効果的です。

日々の教育実践上の課題や高めたい専門性等の洗い出し（例）

学校全体としての課題

[校内研修]

- ☐ 校内研修課題の設定(p2～3)
- ☐ LD等の理解と支援(p5)
- ☐ 研修会の持ち方(p12～13)
- ☐ 教育相談の充実(p14～15)

日々の教育実践上の課題

[自己研修]

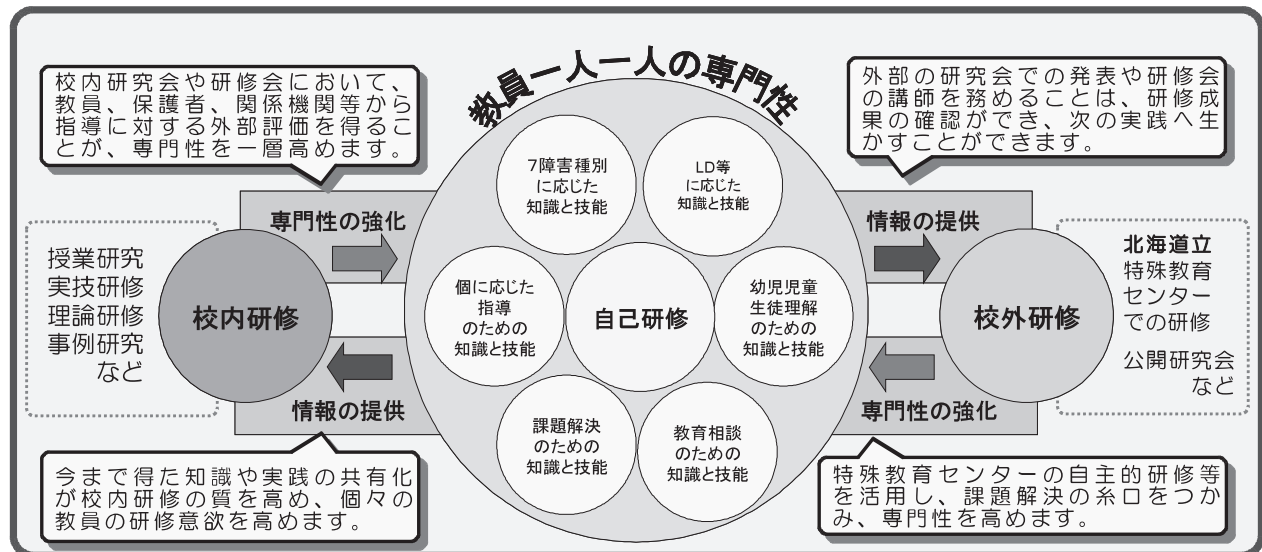
- ☐ 実態把握の方法(p6～7)
- ☐ 指導の目標の設定(p8～11)
- ☐ 指導の内容・方法の設定(p10)
- ☐ 評価の在り方(p10～11)

さらに高めたい専門性

[校外研修]

- ☐ 7障害別の教育の内容(p4)
- ☐ LD等の指導内容(p5)
- ☐ 心理検査の活用(p7)
- ☐ 教育相談(p14～15)

研修の実践



研修の評価

研修の形態別の評価の観点（例）

校内研修

- ☐ 教員一人一人の経験や知識、指導力を生かし、協働的に取り組めた。
- ☐ 授業研究や研究発表の外部評価を得て次の研修に生かした。
- ☐ 課題解決のための効果的な話し合いの技法を実践した。
- ☐ 外部講師の指導・助言を研修に反映した。

自己研修

- ☐ 実態把握の方法が理解できた。
- ☐ 目標設定の方法が理解できた。
- ☐ 指導と評価が一体化した授業の展開について理解できた。
- ☐ 教材・教具の作成と活用方法について理解できた。
- ☐ 個別の指導計画の作成や活用の方法が理解できた。
- ☐ 次の研修内容が明確になった。

校外研修

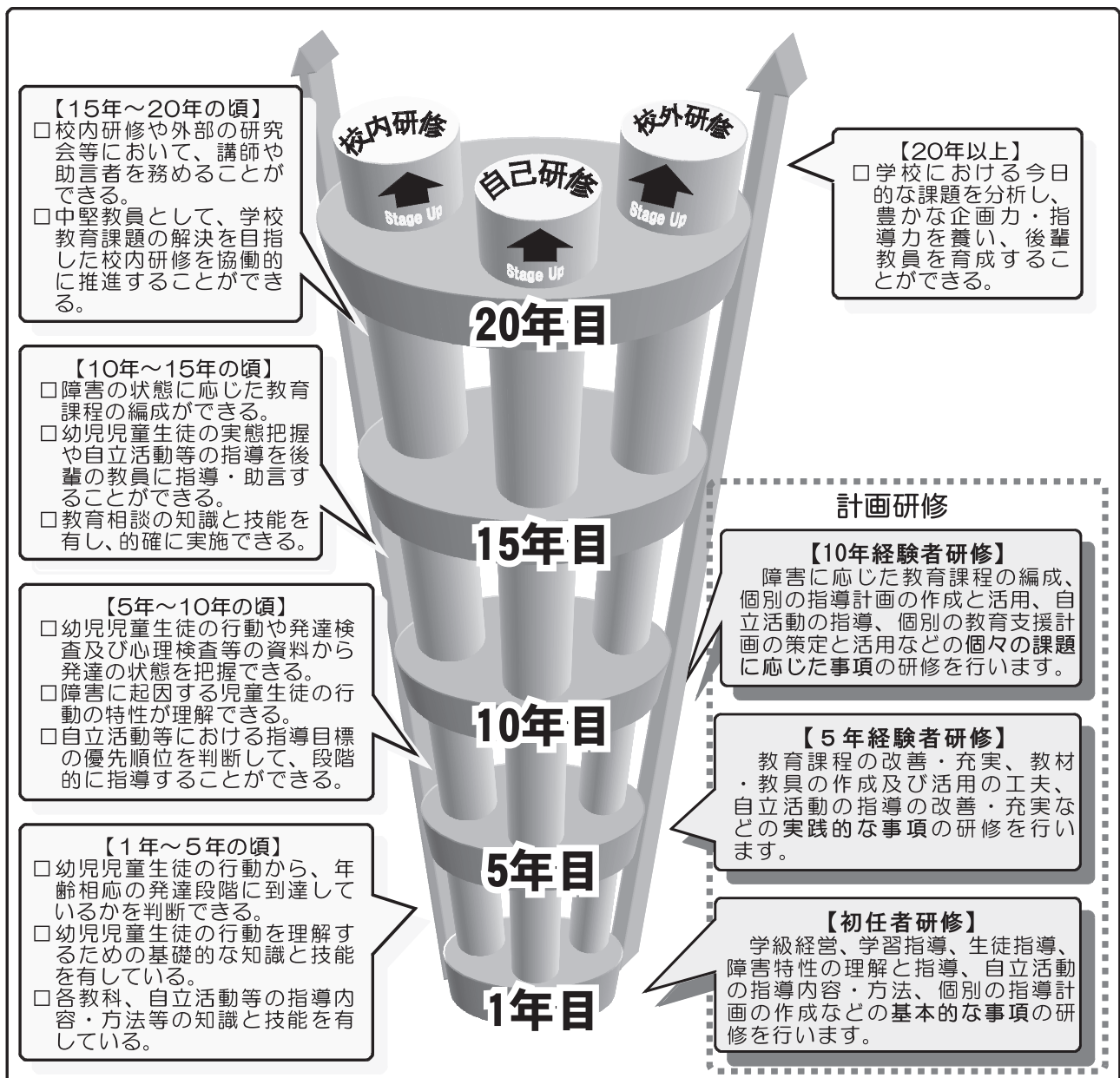
- ☐ 自分に欠けている分野や領域を補う研修会に参加した。
- ☐ 自分の得意な分野や領域をのばす研修会に参加した。
- ☐ 研究・研修会で、講師や受講者との交流が図れた。
- ☐ 研究発表、講師を務めた。
- ☐ 教育相談に係わる心理検査の講習会に参加した。

2 ライフステージに応じた研修

○特別支援教育に携わる教員に求められている資質や能力は、短期間で身に付くものではありません。したがって、教員生活の全期間を通して培っていく必要があります。

○一人一人の教員に求められている役割は、経験、年代等によって異なるものです。ライフステージに応じた研修に主体的に取り組み、絶えず学び続ける姿勢を保ちながら教員としての力量や人間性、感性を高め、磨いていくことが大切です。

ライフステージに応じた研修の構造図（例）



専門性を向上させるための研修計画

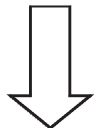
「自己研修」、「校内研修」、「校外研修」の3本の柱を日々のたゆまざる研鑽（ライフ）により鍛え、太く頑丈に成長させることで、専門性という床（ステージ）を広く、大きくすることが可能になります。

3 校内研修の視点と内容

○校内研修を計画する際には、一人一人の教員が抱えている指導上の課題や児童生徒の教育的ニーズなどを踏まえ、特別支援教育の推進や体制を構築するために必要な研修内容について教員間の共通理解を十分に図ることが大切です。

○校内研修を展開する際には、「計画・実施・有効性の評価及び改善」のPDCAサイクルで整理することが有効です。

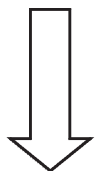
手順1 ○専門性の向上に必要な要素や課題を把握、整理



教員全員が必要を感じるような内容であり、課題解決への見通しを具体的にもてるよう課題を整理します。

- ・個々の教員の自己評価アンケート等の実施。
- ・学校評価の実施等から教育活動に連動する具体的な課題の整理。

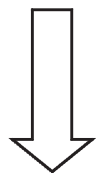
手順2 ○整理された課題等から研修テーマを設定し、研修計画の立案



研修テーマは緊要な課題のみならず学校教育目標の達成と結びつけて設定します。また、校内研修を年間計画に位置付け、見通しをもった研修計画を立案します。

- ・基礎的な知識や技能を高めるための外部講師による講演会の立案。
- ・実践力を高めるための事例検討会や授業研究会の立案。
- ・長期休業中の校内研修の計画立案。

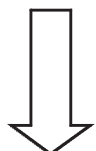
手順3 ○教員一人一人が協働的に取り組める校内研修の実施



校内研修の実施に当たっては、指導場面を想定した演習や校内の事例を基にした検討会など、教員一人一人が協働的に参加できるような研修の内容と方法の工夫が望まれます。

- ・外部講師による講義、演習・協議や事例を盛り込んだ研修会の実施。
- ・バズセッション、ファシリテーション、インシデント・プロセスなどの技法を用いた研修方法の工夫。

手順4 ○研修会の有効性及び改善に対する評価



個々の教員が特別支援教育の専門性を向上させることができたかを評価し、必要な改善策を整理します。その際、外部評価の積極的な導入を図り、客観的な評価をします。

- ・個々の教員を対象としてアンケート調査等の実施。
- ・研究発表会、公開授業を積極的に行い、助言者や参加者から客観的な評価の実施。
- ・研修の成果と課題から次年度の方向性を決定。

手順1へ

LD、ADHD、高機能自閉症等の指導に対する校内研修の内容例

1 障害に応じた知識と技能

- ・LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援について
- ・自閉症の理解と特性に応じた指導の工夫について

2 実態把握のための知識と技能

- ・児童生徒理解と心理検査の活用（WISC-Ⅲ、K-ABC等）について
- ・実態把握のための記録シートの作成と活用について

3 個別の指導計画作成のための知識と技能

- ・通常の学級における個別の指導計画の作成の意義とポイントについて
- ・個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成について

4 個に応じた指導のための知識と技能

- ・LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の支援の実際について
- ・校内のLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒のケース検討

5 課題解決のための知識と技能

- ・コーディネーターの役割とその実際について
- ・校内支援体制の役割と構築について

6 教育相談のための知識と技能

- ・特別支援教育における教育相談活動の実際
- ・保護者や関係機関との連携の在り方について

○特別支援教育を推進するための校内研修の例



小学校のC先生

C先生の学校では、教員を対象に研修に関するアンケート調査を実施しました。このアンケート調査から、「指導する上で困難さを感じる児童」が多数の学級に在籍していることが明らかになりました。そこで、児童一人一人に焦点を当てた特別支援教育の推進を通して、今までの指導の内容・方法を見直し、改善を図るための研修に全教員の共通理解のもとで取り組むことにしました。

手順 1

課題の整理

課題を明確にするための情報収集

- 特別支援教育の制度や児童の実態等に関するアンケート調査の実施
- アンケート調査の結果をもとに学年部会ごとに課題を協議し整理
- 管理職の意向
- 北海道立特殊教育センターへ相談

課題の整理

- ・特別支援教育の理念と制度
- ・LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援
- ・校内支援体制の充実
- ・保護者への理解と支援
- ・教育実践の積み重ね
- ・助言、援助者の継続的な確保

校内研修テーマの決定

学校教育目標との関連を図ります

手順 2

研修テーマ設定
研修計画の作成

「すべての児童の教育的ニーズへの対応に向けて」

平成〇〇年度 △△小学校 年間校内研修計画

研修計画を立案し、取組の見通しを明らかにします

月日	研修名	研修内容	研修方法
4. 3	推進委員会	今年度の研究推進について	研修部提案資料の協議
4. 6	全校研修会	特別支援教育の理念と制度	外部講師（北海道立特殊教育センター所員）
4.15	全校研修会	軽度の発達障害の理解と支援	外部講師（養護学校教諭）
4.22	学年部会	学年研修テーマ・計画の検討	KJ法の活用（校内コーディネーター）
5. 1	学年部会	気になる児童の対応について	各学級からの資料の検討

校内研修の実施例

手順 3

研修の実施

気になる児童の対応について

- ①各学級の気になる児童の実態等について研修会前に作成した「個別記録シート」をもとに対処策を学年ごとに検討した
- ②子どもの長所や得意なことを中心に話し合うことで、困っていることへの解決策のヒントがみえてきた

個別記録シート

記入日：H17年 4月 20日 記入者 △△
名前 ○○○○ 3学年 組 (男) 女)

困っていること	児童生徒の長所	家庭での様子
・集団での指導では、全体への指示が理解できない。	・自分の好きなことは、こつこつと取り組める。	・けんかをするとすぐに帰ってくる。
・カッとなって、友達やものを蹴ることがある。	・人懐っこく、教師の手伝いはよくする。	・家の手伝いをよくする。
・じっとして課題に取り組めず、おしゃべりが多い。	・個別で声をかけると、一生懸命やろうとしている。	・父母と一緒に宿題に取り組む。

手順 4

研修の評価

障害の有無にかかわらず、一人一人の子どもの教育的ニーズを把握することと配慮事項について全教員で確認することができた。今後は、次年度の研究発表会に向け、個に応じた授業の在り方について授業研究を中心に推進したい。

手順 1 へ

4 自己研修の視点と内容

- 自己研修の長期・短期の計画を立てるためには、教員としての資質や指導力を自己点検し、課題とニーズを明確にすることが大切です。
- 専門的な知識や技能を習得するためには、得たい情報源の整理とその効果的な活用する方法について知っておく必要があります。

手順 1 ○指導上の課題の整理と研修内容の検討



指導上の課題やニーズを整理する中で、解決すべき課題や身に付けたい専門性を焦点化し、研修内容を絞り込みます。

- ・学習指導要領、教育委員会や北海道立特殊教育センター等の各種指導資料を取得。
- ・指導上の課題やニーズから研修内容を決定。

手順 2 ○自分に必要な研修内容のリストアップと計画



自らの課題やニーズから研修内容の精選や優先順位、期間及び場所等の検討、ライフステージに応じた具体的な計画を作成します。

- ・課題やニーズをリストアップし優先順位を決定。
- ・研修方法と期間等を設定。
- ・得たい情報の収集方法の検討。

手順 3 ○研修計画に基づく研修の実施



情報源は文献や職場内外の関係者及び関係機関ですが、その中でも文献は、最も基本的な情報源となります。また、研修会、研究会、講演会などの参加や研究発表、授業研究を主体的に行うことも研修課題の解決に結びつきます。

- ・関連図書、文献から学ぶとともに、これらの引用・参考文献からさらに詳しい情報を収集。
- ・インターネットの活用。
- ・北海道立特殊教育センターで自主的な研修をすることや関係機関の研修会等への参加。
- ・授業研究、研究発表の取組。

手順 4 ○実施した研修の評価



研修したことが指導に役立つものであったか、研修計画の反省と改善を行います。その際は、外部評価を積極的に受け、研修の質を高めます。

- ・研修成果を発表したり、授業研究を通して外部の評価を実施。
- ・研修の成果と課題のまとめ。
- ・課題から得られた新たな研修内容を研修計画に反映。

手順 1 へ

研修情報を取得するために北海道立特殊教育センターのホームページを活用した例
<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

北海道立特殊教育センターのホームページには、研修会の情報や研修資料等、活用できる様々な情報を掲載しています。

【研修会の情報】

- 北海道立特殊教育センターの研修講座、公開講座、セミナー
- 盲・聾・養護学校の研修会
- 各研究機関の研修会

【授業に役立つサイトへのリンク】

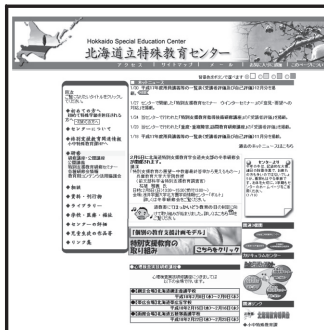
- 教育用コンテンツを活用した授業に関するサイト
- 学習ソフト等のフリーのコンテンツ
- フリーの教育用素材集

【研修用ビデオの貸し出し】

- 理解啓発用ビデオ
- 障害種別研修用ビデオ

5本まで、1週間の貸し出しができます。

個別の教育支援計画モデル（道教委）もダウンロードできます。



【特別支援教育の動向等の資料】

- 文部科学省からの答申等
- 北海道教育委員会の指導資料等
- 道内各地の取組状況

【当センター発行の研修資料】

- 研究紀要
- 研修資料
- 特別支援教育ほっかいどう

ダウンロードして活用できます。

【研修用文献、図書の貸し出し】

- 研修に必要な図書をキーワードで検索

個人では、3冊まで2週間以内、機関では、5冊まで3週間以内の貸し出しができます。

【各障害種の理解と指導についての情報】

- 視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害
- OLD・ADHD・高機能自閉症等

○高機能自閉症の生徒の担任になった先生の研修の例



中学校のB先生

高機能自閉症と診断を受けた新1年生のC君の担任になることが決まりました。B先生は教職5年目の先生で、高機能自閉症の生徒への指導は初めてです。C君のこれからの指導や学級経営について不安を感じていますが、一方ではやりがいがあるとも思っています。

手順 1

課題の整理

課題を明確にするための資料等

- 文部科学省のホームページ
- 北海道立特殊教育センターのホームページ
- 高機能自閉症に関する文献購読
- 本人及び保護者との面接
- 小学校の学級担任からの聞き取り

課題の整理

- ・高機能自閉症に対する基本的な知識が必要
- ・C君の教育的ニーズの把握と基本的な対応の検討
- ・学級経営上、予想される課題と具体的な対応策の検討

研修内容の決定

個別の指導計画の作成

手順 2

研修計画の作成

研修内容	高めたい専門性	研修方法	順(時期)
C君の個別の指導計画の作成へ向けて	・個別の指導計画の意義と作成手順	校内研修会	① 12月
	・高機能自閉症の特性の理解	文献、研修会	② 2月
	・C君の発達や障害の状態等の理解や捉え方	北海道立特殊教育センターの自主的な研修	③ 3月
	・保護者との連携・協力の在り方	文献、研修会	④ 4月

具体的な研修事項の決定と実施

C君の個別の指導計画の作成へ向けて

順	高めたい専門性	具体的な研修事項
②	高機能自閉症の特性の理解	・図書や文献、インターネットで行動特性、特に対人関係や二次障害についての情報を収集し、ファイルにまとめた。 ・高機能自閉症がある方の物事の捉え方をより深く知るために、先に調べた文献の引用文献に掲載されていた自叙伝を購読し、特徴的な部分をノートにまとめた。 ・「軽度の発達障害に関する理解と対応」研修会に参加。

自己評価と外部評価

手順 4

研修の評価

個別の指導計画の作成を通して、C君の教育的ニーズを把握するとともに、指導場面等での対応の在り方が見えてきた。より確かな個別の指導計画とするために、地域の養護学校のコーディネーターの先生に相談したところ、教科担任との連携や行動上の問題がある場면을具体的に記述する必要があることについての助言を得ることができた。

手順 1 へ

引用文献

- 1) 中央教育審議会（2005）新しい時代の義務教育を創造する（答申）.
- 2) 北海道立特殊教育センター（2002）特殊教育における専門性について～指導における実践知の追求～.
- 3) 中央教育審議会（2005）特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）.
- 4) 北海道立特殊教育センター（2001）特殊教育ほっかいどう, 41.
- 5) クラウス・ケネル. 竹内徹他訳（1985）親と子のきずな. 医学書院.

参考文献

- 1) 秋田県総合教育センター（2002）これからの校内研修の在り方. 研究紀要, 34.
- 2) D. H. バーロー・M. ハーセン（1993）一事例の実験デザイン. 二瓶社.
- 3) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所（2005）個別の指導計画作成ハンドブック～学習のつまずきへのハイクオリティーな支援～.
- 4) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所/世界保健機関（WHO）（2005）ICF（国際生活機能分類）活用の試み 障害のある子どもの支援を中心に.
- 5) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所（2004）知的障害のある児童生徒の担任教師と関係者との協力関係推進に関する研究 個別の指導計画の作成に焦点をあてて一.
- 6) 北海道教育委員会（2005）新しい先生のために 学校教育の手引き.
- 7) 北海道立特殊教育センター（2001）個別の指導計画「A to Z」ポテト先生の個別の指導計画作成の旅.
- 8) 北海道立特殊教育センター（2001）特殊学級担任のためのハンドブック.
- 9) 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課（2004）特別支援教育における相談支援のための手引き.
- 10) 柘植雅義編集（2005）通常学級での特別支援教育P D C A. 教育開発研究所.
- 11) 教育開発研究所（2003）教職研修, 372.
- 12) 教育開発研究所（2003）教職研修, 368.
- 13) 文部科学省 魅力ある教員を求めて.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/miryoku/03072301.htm
- 14) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2004）特別支援教育, 15.
- 15) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2004）特別支援教育, 3.
- 16) 村川雅弘（2005）授業にいかす教師がいきるワークショップ型研修のすすめ. ぎょうせい.
- 17) 尾木和英（1999）新版校内研究事典. ぎょうせい.
- 18) P. A. アルバート・A. C. トルーマン（1992）はじめての応用行動分析. 二瓶社.
- 19) 高野桂一・中留武昭（1988）実践学校経営診断5 校内研修の診断. ぎょうせい.
- 20) 東京都公立学校の「授業力」向上に関する検討委員会（2004）東京都公立学校の「授業力」向上に関する検討委員会報告書.
- 21) 徳永豊（2005）特別支援教育における教育力を高める. 教育と医学, 628, 77-85.
- 22) 財団法人安田生命社会事業団（2000）個別教育・援助プラン.
- 23) 全日本特別支援教育研究連盟（2005）発達遅れと教育, 573.

抄 録

分 類 記 号	主 題 名	特別支援教育の専門性に関する研究 ～教員の専門性を高める研修の内容及び方法について～	
I 1 - 0 1			
北海道立特殊教育センター		平成18年 3 月	22ページ
本研究では、特別支援教育を推進・充実させるためには、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図ることが不可欠であると考え、教員に必要な専門性の要素と専門性を高めるために必要な研修の内容・方法について考察し、指導資料として整理した。 研究に当たっては、文献、資料、事例の収集等により、特別支援教育に携わる教員の専門性を高めるための研修の在り方について検討を行い、次の事項について、具体例を含めて整理することができた。 ①特別支援教育に携わる教員に必要な専門性の要素 ②専門性を高めるために必要な研修の内容と具体例 ③研修を計画的に進めるための視点と具体例 このことにより、特別支援教育の携わる教員の専門性の向上を図り、特別支援教育の推進・充実に資すると考える。			
キーワード	特別支援教育、専門性、研修内容、研修方法		

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の支援の充実に関する研究 幼稚園、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実

室岡 弘明* 日向 正明** 大西 孝志* 輪島 友絵**

目 次

本研究を活用するために	25
-------------------	----

I 特殊教育から特別支援教育への転換

1 特別支援教育の考え方	26
2 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒とは	27
3 校内支援体制とは	29

II 特別支援教育の充実のための視点

1 校内支援体制の充実している学校	30
2 校内支援体制充実のための8つのFactor	31
(1) 校長のリーダーシップ	32
(2) 教職員の共通理解	34
(3) 特別支援教育コーディネーター	36
(4) 校内委員会の設置	38
(5) 保護者との連携	40
(6) 関係機関との連携	42
(7) 専門性向上のための研修	44
(8) 子どもへの理解・啓発	46

III 校内支援体制改善のための視点

1 校内支援体制改善のためのPDCAサイクル	48
2 校内支援体制のチェックシート（北海道立特殊教育センター校内支援体制のチェックシートβⅡ）	49

引用文献・参考文献

*聴覚・言語障害教育室 **情緒障害教育室

□ 本研究を活用するために □

I

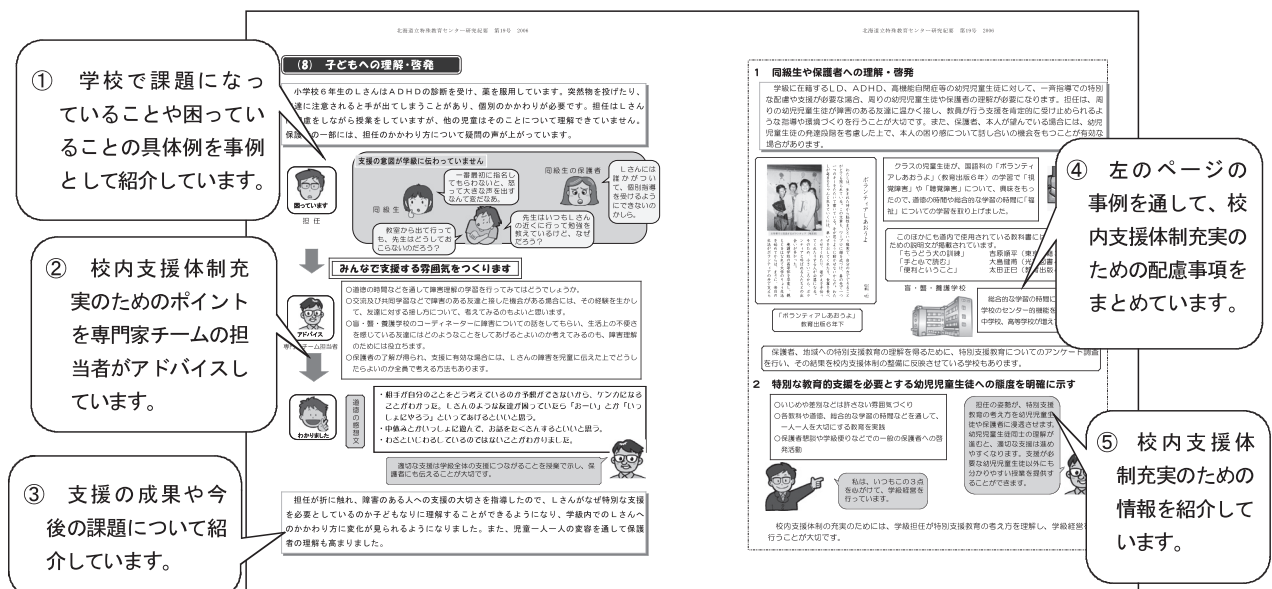
特殊教育から
特別支援教育への
転換

特別支援教育の考え方と対象となる幼児児童生徒について示しました。

II

特別支援教育の
充実のための視点

幼稚園、小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒のための校内支援体制充実のポイントを示しました。



左ページでは事例と具体的取組の方策、右ページでは解説と情報を紹介しています。



専門家チーム担当者

私が校内支援体制の充実のためのアドバイスをしています。

III

校内支援体制改善の
ための視点

校内支援体制をさらに充実させるための評価、改善の視点を示しました。

I 特殊教育から特別支援教育への転換

1 特別支援教育の考え方

特別支援教育とは？

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

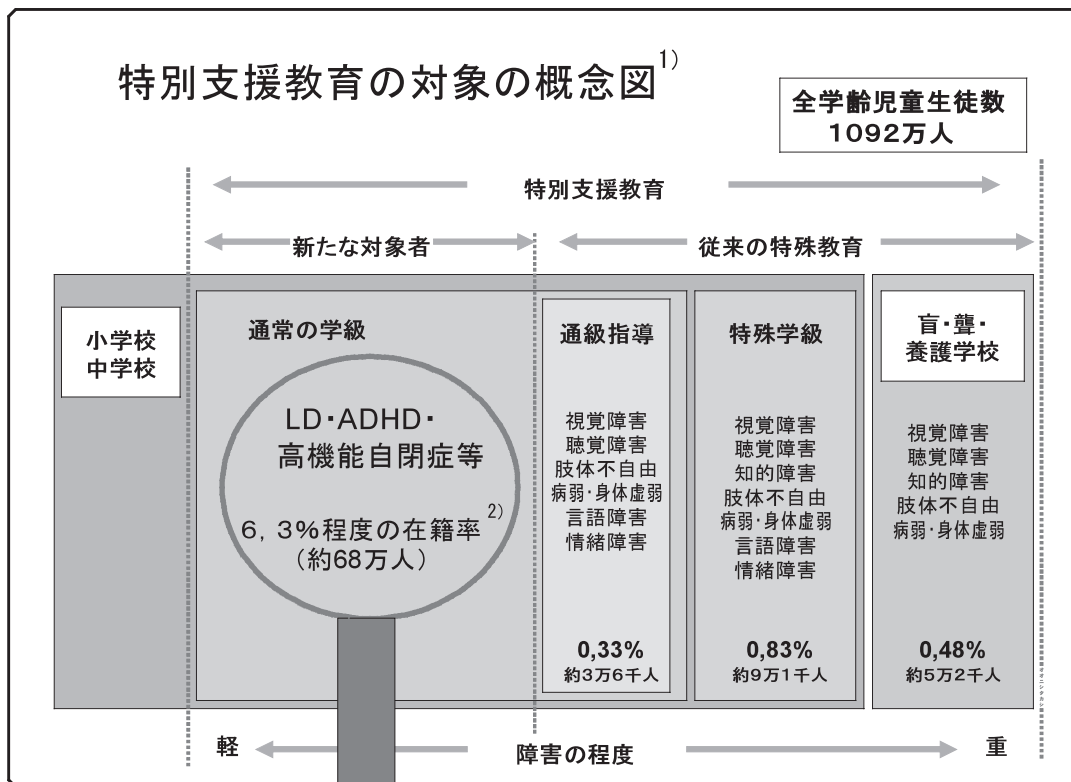
(特別支援教育を推進するための制度の在り方について)

対象は？

「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている幼児児童生徒に加え、小・中学校において通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行う。

(高機能自閉症等の「等」は、アスペルガー症候群を含む。)

特別支援教育の対象の概念図¹⁾



1) この図に示した学齢（6才～15才）の児童生徒のほか、就学前の幼児や高等学校に在籍する生徒で何らかの障害を有する者についても、特別支援教育の対象である。

2) 人数は、担任教師に対して行った調査に対する回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申）「参考資料」（平成17年12月）

専門家チーム担当者



本研究では、幼稚園、小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒を支援する校内支援体制の充実のための事例を紹介していきます。

「校内支援体制」を充実させると、どの学校でも、特別支援教育の推進を図ることが可能になります。

専門家チーム担当者



特別支援教育は従来の特殊教育が果たしてきた役割や実績を継承・発展させていこうとするものです。



学校全体で特別支援教育を推進することにより、いじめや不登校など現在の学校教育が抱えている様々な課題の解決にもつながります。

2 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒とは

学習障害(LD)

Learning Disabilities



学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その要因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

「学習障害児に対する指導について(報告)」(平成11年7月)

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒とは、知的発達に遅れはないものの、課題を繰り返し練習してもなかなか身に付けられない、授業中着席していることができない、約束を守れない、協調性がない、すべきことはわかっているのにすぐ行動することができない、人が嫌がることを平気で口にする等、学習面や行動面で著しい困難を示す幼児児童生徒が含まれます。この中にはLD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒も含まれ、適切な対応が求められています。

注意欠陥/多動性障害(ADHD)

Attention-Deficit /Hyperactivity Disorder



ADHDとは、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)

高機能自閉症

High-Functioning Autism



高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、

- ①他人との社会的関係の形成の困難さ、
- ②言葉の発達の遅れ、
- ③興味や関心が狭く特定のものにこだわる

ことを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）

また、医師から診断を受けていなくても、担任や保護者の気付きによって、幼児児童生徒への特別な教育的支援が必要な場合もあります。



学級の中に上記のような幼児児童生徒が在籍する場合には、担任の気付きを校内の全職員の理解につなげて、全校的な支援体制を作っていくことが大切です。

特別支援教育に関する主な答申・資料など

- 13. 1 「21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）」
※特別支援教育という用語がはじめて使われる
- 14. 10 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」結果発表
※6.3%という数値が公表される
- 14. 12 「障害者基本計画」
※学習障害等を含めた障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援が盛り込まれる
- 15. 3 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
※特別支援学校（仮称）、特別支援教室（仮称）、特別支援教育コーディネーターについて
- 15. 4 「特別支援教育推進体制モデル事業」
- 16. 1 「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」（試案）の公表
- 17. 4 「発達障害者支援法」施行
「特別支援教育体制推進事業」
- 17. 10 「新しい時代の義務教育を創造する」（中央教育審議会答申）
- 17. 12 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」
※盲・聾・養護学校の6つのセンター的機能、特別支援教室のタイプについて

北海道においても国の動向に合わせて特別支援教育に関する取組が行われています。



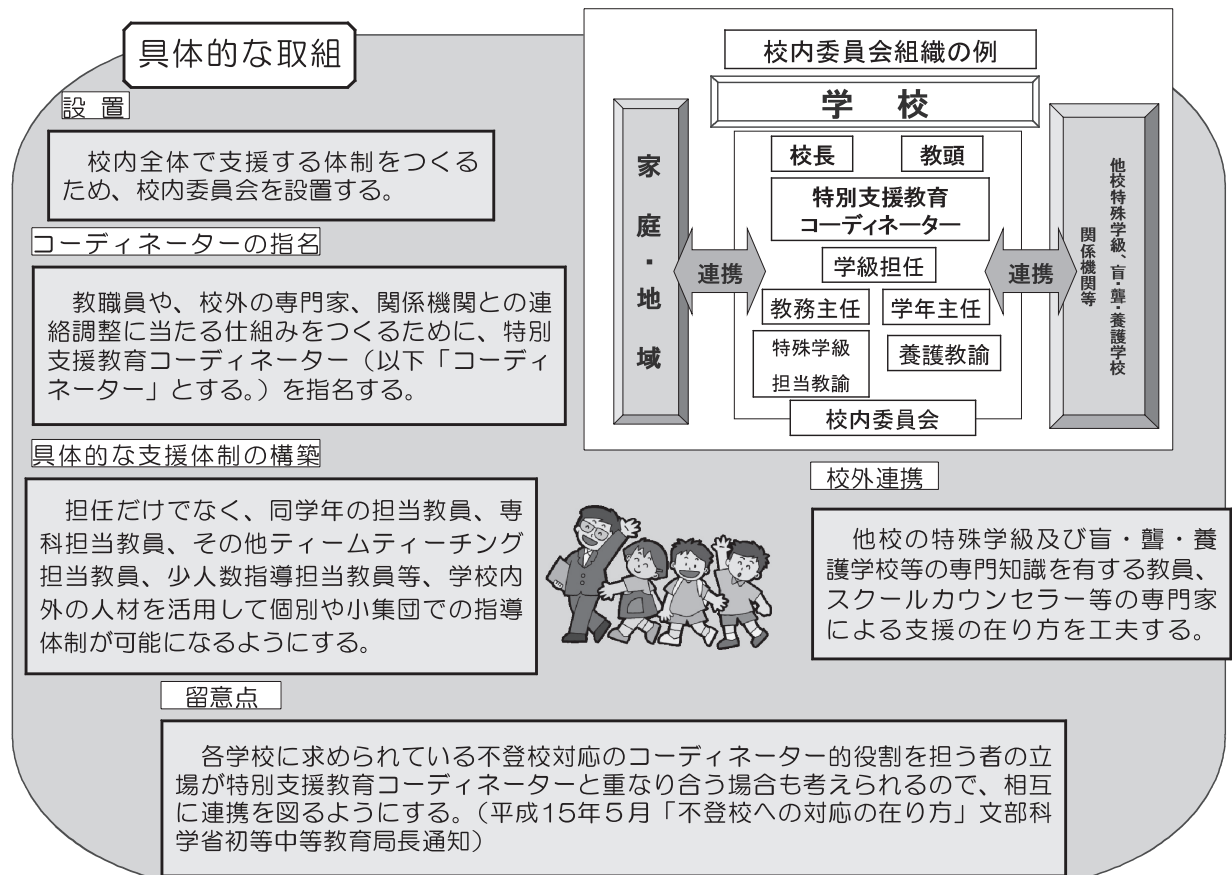
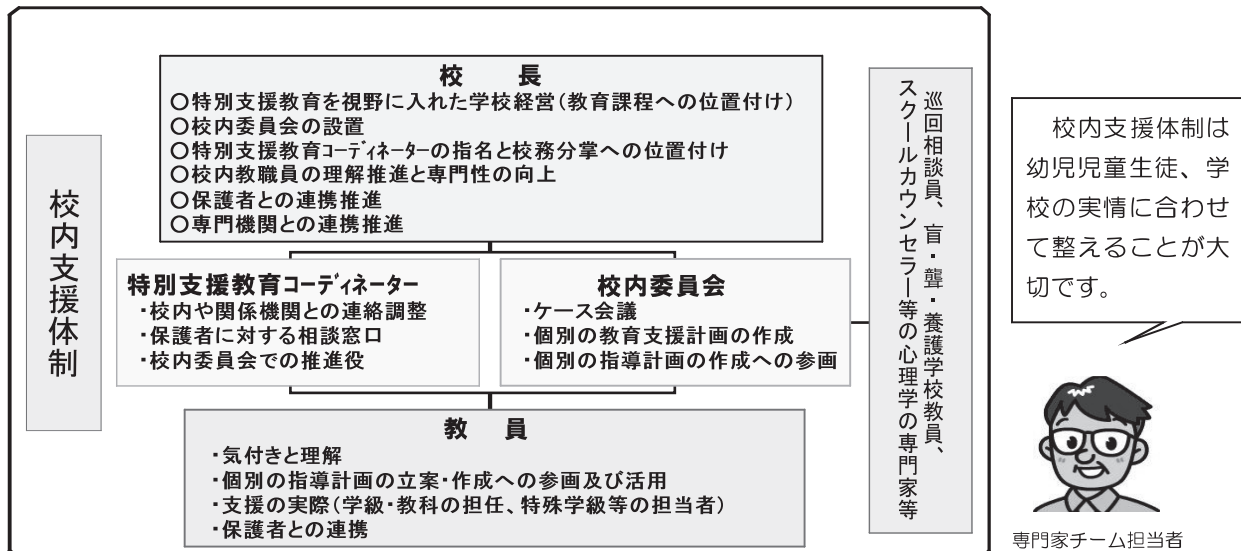
- 13. 4 学習障害児に対する指導体制の充実事業
※札幌市
- 15. 3 「北海道における特殊教育等の在り方について報告書」（北海道における特殊教育等の在り方検討委員会）
- 15. 4 「特別支援教育推進体制モデル事業」
※札幌市、千歳市、岩見沢市
- 17. 4 個別的教育支援計画モデル（北海道教育委員会）
- 17. 4 「特別支援教育体制推進事業」
※函館市、釧路市、名寄市、岩見沢市
- 17. 8 特別支援教育在り方検討委員会（北海道教育委員会）
- 17. 10 広域特別支援連携協議会（北海道教育委員会）

北海道の動き

3 校内支援体制とは

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導を進めていくためには、全教職員の共通理解と系統的な支援を行うための校内における組織や仕組みを構築する必要があります。この組織と仕組みを「校内支援体制」と言います。

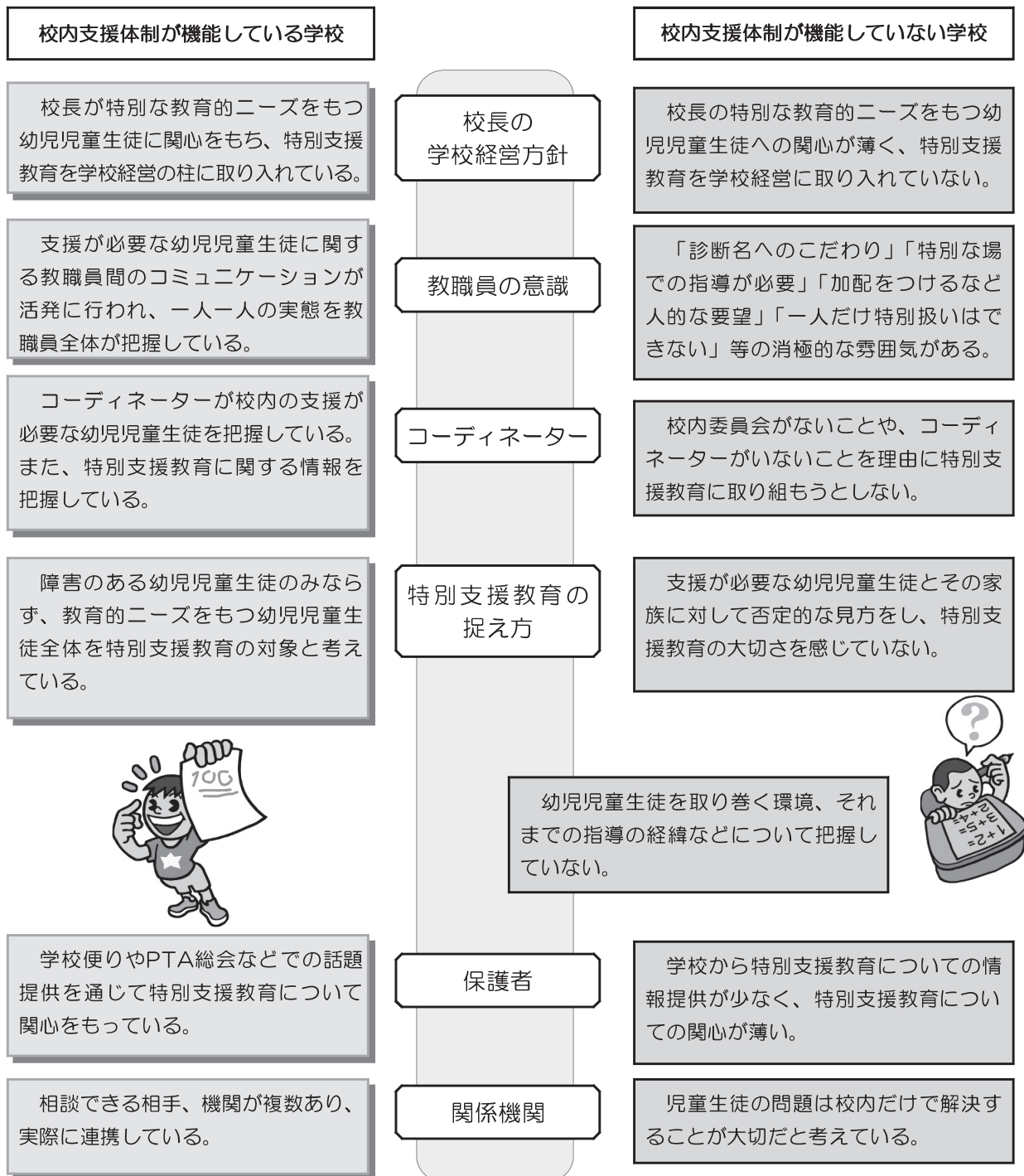
特別支援教育の実現のためには「校内支援体制」の構築が必要です。



Ⅱ 特別支援教育の充実のための視点

1 校内支援体制の充実している学校

校内支援体制が充実し、適切な支援が行われている学校にはいくつかの共通点が見られます。どの学校においても質の高い確かな特別支援教育を充実させるためには、校内支援体制が機能している学校の事例を参考に、自校の課題を改善していく必要があります。



2 校内支援体制充実のための8つのFactor

校内支援体制を充実させるためには8つのFactor（要素）があります。8つのFactorをうまく機能させ、支援の輪を広げ、校内支援体制を充実させていくことが大切です。

Factor 1 32～33ページ
校長のリーダーシップ
「特別支援教育を学校経営の視点に組み込みます」

Factor 2 34～35ページ
教職員の共通理解
「全教職員で幼児児童生徒を支えます」

Factor 3 36～37ページ
特別支援教育コーディネーター
「校内支援体制のキーパーソンの役割を果たします」

Factor 4 38～39ページ
校内委員会の設置
「一人の気づきを全体に広げるための話し合いをします」

学校の実情に応じて取り組みやすいところからはじめてみる大切です。

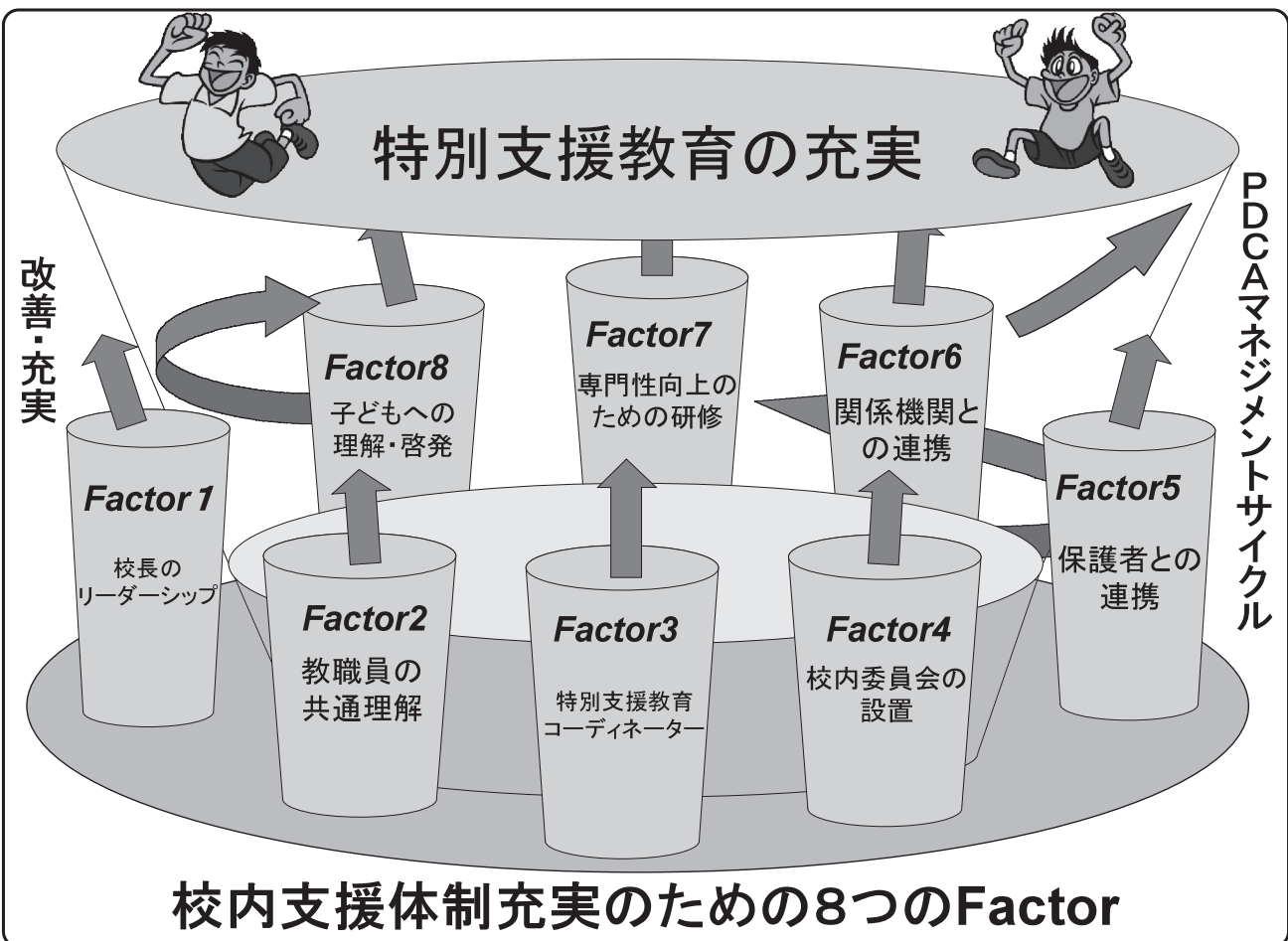


Factor 5 40～41ページ
保護者との連携
「信頼関係を築き、支援の在り方を共に考えます」

Factor 6 42～43ページ
関係機関との連携
「教育、医療、福祉等の専門機関との連携をします」

Factor 7 44～45ページ
専門性向上のための研修
「気づきと具体的対応の知識と技能を身に付けます」

Factor 8 46～47ページ
子どもへの理解・啓発
「学級全体で支援が必要な友達を支えます」



(1) 校長のリーダーシップ

慣れた人とは普通の会話ができますが、学級の中では話ができないという生徒E君が、A中学校に入学してくることになりました。小学校では学習の内容が理解できるので通常の学級で授業を受けていました。保護者からは集団参加、授業参加の困難さについて配慮をしてほしいという相談がありましたが、A中学校では、校内全体での支援体制がまだ充分に整っていません。



困っています

担任



アドバイス

専門家チーム担当者



意識改革です

校長

幼児児童生徒と教職員が支援を必要としています

E君は小学校ではドアの付近で行ったり来たりする行動を繰り返さないと教室に入ることができなかったそうです。

近所の幼なじみとは冗談を言ったりしているそうです。



教室がざわついたり、にぎやかになると、教室からとび出すことがありました。

特別な教育的支援が必要な生徒の指導を教職員で話し合う必要があります。

リーダーシップを発揮します

- 校長が学校経営の中に特別支援教育のビジョンを位置付けることが大切です。
- 困っている生徒を全教職員で支援するための体制をつくる必要があります。
- 校内委員会が機能するようにコーディネーターと関係職員を指名します。
- 他校の特別支援教育の取組の情報を入手し、自校の取組に生かすことも大切です。
- 特別な教育的支援が必要な子どもについて、職員室で話題になるように情報を提供します。

校内支援体制の中心的役割を担う教職員には、コーディネーター養成研修、特別支援教育に関する研修会を積極的に受講させるようにしました。



一時的に一斉指導が難しくなった学級担任への支援や、個別のかかわりが必要な生徒の支援に、柔軟に指導に当たることができる教職員を配置するために校内指導体制の見直しを行いました。

- 学校経営方針の中に特別支援教育についての基本的な考え方や方針を示し、組織的、計画的に校内支援体制をつくったので、教職員が動きやすくなりました。
- 本校ではコーディネーターを複数指名し、支援が必要な生徒の指導について、柔軟に対応できるようにしています。
- 校内委員会を設置することによって、困っている生徒の対応や学級の支援について組織的に取り組む体制ができつつあります。

A中学校では、新しく入学してくる生徒への支援をきっかけに、校長が特別支援教育についての明確な考え方を教職員に伝えたことが、校内支援体制の充実のために有効な手立てとなりました。コーディネーターは、校長の指示で小学校に授業参観に行き、入学する前に小学校の担任や保護者とも話し合いをもつことができました。また、校長の特別支援教育に積極的に取り組む姿勢が、教職員の特別支援教育に対する意識を高揚させました。

1 校長の「4つの行動と取組の視点」

学校が特別支援教育を行うためには、自校の実態に合わせてそれを推進するための組織をつくること
が校長に求められています。具体的には、次の4つの行動と取組の視点で校内支援体制を構築していく
ことが必要です。

4つの行動

特別支援教育の
意義の伝達と組
織の方向付け

教職員や保護者
への特別支援教
育の浸透

行動力、実践力
向上に向けた具
体的な行動の実
現

特別支援教育に
ついて自ら範を
示す

取組の視点

組織改革

教育環境の整備

理解推進

意識改革

資質向上

指導改善

安全確保

地域連携

具体的な取組

学級担任や障害のある児童生
徒本人を組織として支えるた
めに必要な校内支援体制の構築

すべての児童生徒にとって
「分かる」を実感できる教育環
境の整備

特別支援教育についての幼児
児童生徒や教職員、保護者への
理解推進

教師一人による支援から学校
全体での支援への意識の向上

個々の幼児児童生徒の特性を
理解し対応する教職員の指導力
の向上

指導計画作成に当たっての配
慮事項の検討と具体化

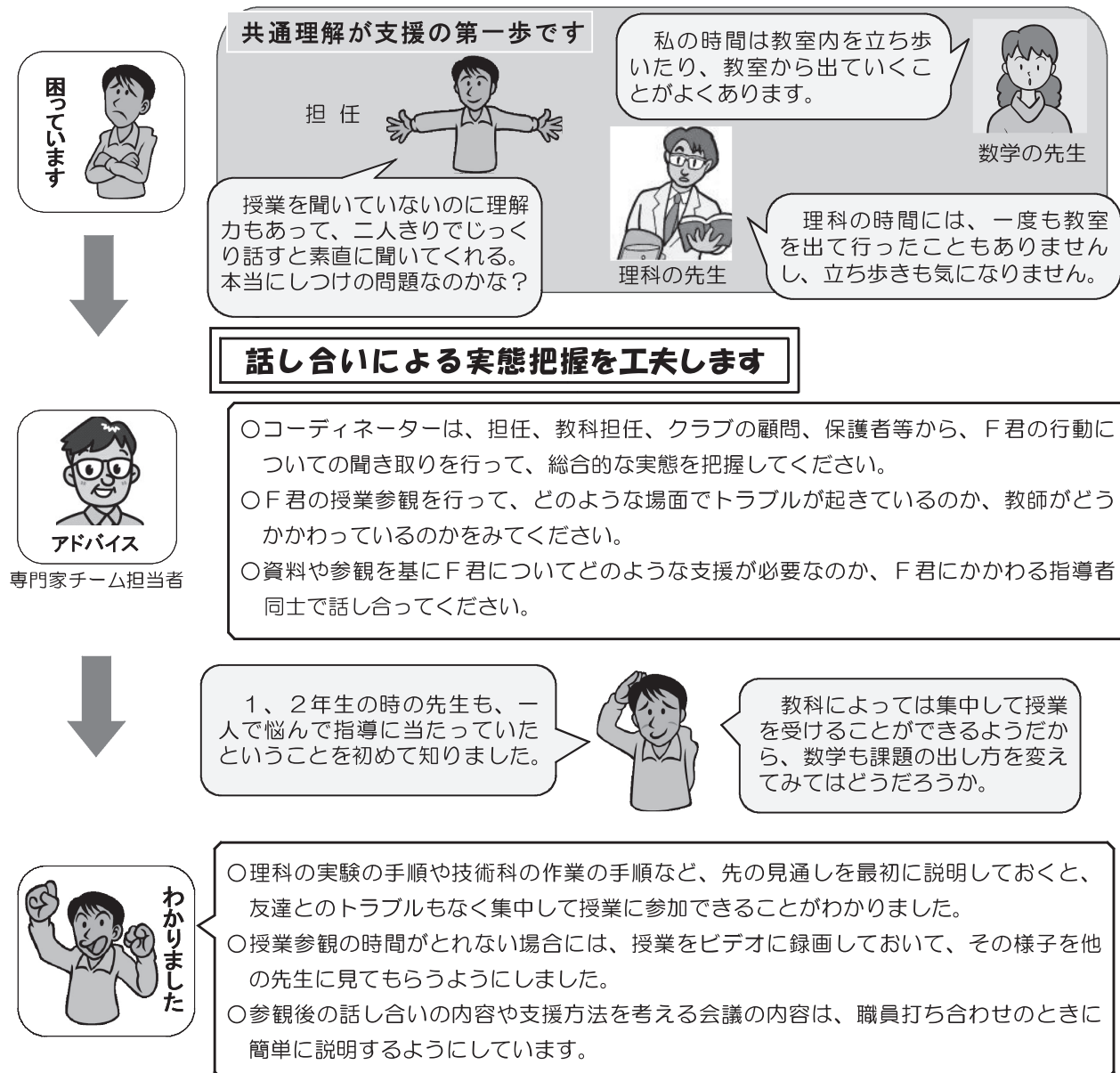
幼児児童生徒の指導に当たっ
ては、安全確保と対応方針の確
立

外部の専門機関等との連携の
推進

学校における特別支援教育の推進は、校長の指導性の発揮いかんによって大きく変わるものです。校内
体制については、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、学校内外の人材活用、近隣の
盲・聾・養護学校や関係機関との連携等、さまざまな角度からの推進が求められます。また、校内支援体制
の構築、校内委員会による児童生徒の実態把握、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成、支援の実施、
評価、改善のプロセスについて、校長がリーダーシップを発揮していくことが大切です。

(2) 教職員の共通理解

中学校3年生のF君は、友達を叩いたり、相手をけなすなど、クラスメイトに嫌われるような行動が目立つ生徒です。学級担任が教科担任に助言を求めても「クラスを掌握できるよう、もっと頑張ってください。」「時間をかけると問題は解決するよ。」というようなアドバイスしかもらうことができません。最近はF君の行動が他の生徒にも影響し、授業が成立しないことが多くなってきました。



実態把握のための資料や、話し合いによって、担任や教科担任の感じている困り感を、他の教職員が理解することができました。特に授業参観後の話し合いでは教科担任ごとに違っていたF君の課題を理解することができました。校内委員会で、F君に必要な支援を考える場合も、教科ごとに必要な支援を具体的に出すようになりました。

1 教職員の共通理解と手立て

- 1 幼児児童生徒の困っている状況からの気づき
- 2 指導上の困難からの気づき
- 3 保護者懇談での気づき
- 4 指導方法、特別な教育的支援の内容

担任としては、LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒の実態把握の在り方や、指導方針等が正しいかどうか、不安があると思います。実態を正しく捉えないと、その後の指導が間違った方向に進んでしまいます。学年会や校内委員会は、担任のそのような不安を取り除く場ですので、大いに活用することが大切です。

2 日常的な情報交換と研修

幼児児童生徒の実態把握を全教職員が行うためには、担任間での日常的な情報交換、学年会議、職員会議、校内委員会等での情報交換がバランスよく行われることが大切です。また、「誰が」「どの時間に」「どこで」支援していくのかといった学校体制としての方針を明確にし、実践していくようにすることが大切です。

Q 校務に追われて実態を把握するための時間がとれないのですが、どうしたらよいですか？

A 共通理解のためには、情報交換のための時間と場所が必要です。職員会議や朝の打ち合わせの時間を利用して「子どもの様子」を交流する場を設け、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の状況を、全教職員に伝える機会をつくり、こまめに情報交換を行う方法があります。

実際に授業参観や休み時間の様子を見て、実際に困っている場面から、支援の方策を考えることも効果的です。



Q 実態を適切に把握するためにはどのような資料が必要ですか？

A 適切に実態を把握するためには、幼児児童生徒を多面的な角度から見るように心がけます。

- 担任、保護者による実態把握シート
- 担任、保護者からの聞き取りの記録
- 困り感の具体的場面の紹介
- ノートやテスト、作品等
- 養護教諭など担任以外の職員への聞き取り
- 専門機関、関係機関からの情報

等、必要に応じて活用することが必要です。

職員から得られた情報や話し合いの内容に基づいて個別の指導計画を作成してみましょう。

3 コーディネーターとの連携



支援を必要とする幼児児童生徒の実態と指導方針を全教職員が共通理解することで、支援がスムーズに行われ、いじめや不登校などを防ぐことにもなります。特別な教育的支援が、単なる形式や理念で終わらないように、コーディネーターを中心に教職員全体で連携の体制を整えることが、校内支援体制の充実につながります。

(3) 特別支援教育コーディネーター

小学校4年生のGさんは、文章中の単語をまとまりとして捉えることができず、教科書の音読がうまくできません。担任の先生はどうしたらよいのか困っています。母親はGさんの状態がLD（学習障害）に当てはまるのではないかと、また、どこに相談に行けばよいのかと悩んでいます。



困っています

児童生徒の出すサインに気がきました

どうして私はすらすら読めないのかなあ。先生に当てられるのがいやだなあ。

担任

何度も音読の練習をしているのに、どうして身に付かないのかしら。どこに相談したらいいのかしら。

母親

国語になると、おなかが痛いといって、保健室に行くことが多くなってきた。無理に、音読をさせるのがよくないのかな？

コーディネーターの出番です



アドバイス

専門家チーム担当者

- 担任と母親が困っているということを校内で共通理解できるよう、実態を把握するための情報を集めてみてください。
- 本人に無理のない音読のさせ方を工夫してみてもどうでしょうか。
- 校内委員会を開いて、支援の具体的な方法を検討してみましょう。
- LDの指導について研修会を企画してみましょう。
- 盲・聾・養護学校と連絡をとって支援の方法を考えてみましょう。また、適切な指導例についての情報を集めて、実際に行ってみることもよいでしょう。

児童生徒の困り感が複雑なときには、実態把握シートを活用して、必要な支援を明確にすることが大切です。



わかりました

- 長い文章はマーカーペンで文節ごとに区切って読ませると、つまずきが少なくなりました。
- 音読は苦手ですが、暗記は得意なので、短い文章は覚えさせてから読ませるようにしました。
- 回数を多く読ませるだけでは、音読の練習にならないということがわかりました。

コーディネーターは、担任、保護者の気づきをまとめました。また、授業参観を通して、Gさんにふさわしい支援を考えました。その結果、クラスメイトの前で音読が上手にできたGさんは、国語の時間に保健室に行くことが少なくなりました。

その後、担任はテスト問題でも、分かち書きしたものを用意するようになりました。Gさん以外の読むことが苦手な児童も必要に応じて、そのプリントを使用するようになりました。

1 コーディネーターの役割

- 1 校内における役割
 - ・校内委員会のための情報の収集・準備
 - ・担任への支援
 - ・校内研修の企画・運営
- 2 外部の関係機関との連絡調整などの役割
 - ・関係機関の情報収集・整理
 - ・専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
 - ・専門家チーム、巡回相談員との連携
- 3 保護者に対する相談窓口

先生方から、よく話を聞いて、支援が必要な幼児児童生徒の情報を集めることが大切です。



2 幼児児童生徒の出すサインに気づき、正確にコーディネーターに伝える

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒について、学級担任が一人一人の実態をまとめることに迫られていたのでは、対応が遅くなってしまいます。ある小学校では「ペーパーワークを減らして、支援体制の充実を」を目標に掲げて、支援が必要な子どもの情報は、その日のうちに、口頭でコーディネーターに知らせるようにしました。コーディネーターは教職員から寄せられた情報を基に、更に詳しく話を聞いたり、授業の参観をして適切な支援の方法を考えています。

担任の気づきはコーディネーターに報告をします

コーディネーターが話をいつも聞いてくれるので、気付いたことを何でも伝えられます。



気づきを書類にまとめるとなると、なかなか報告できないけれど、メモでもよければすぐに伝えられます。

Q 誰をコーディネーターに選べばよいですか？

A 校内支援体制の中核となって関係者、関係機関との連絡・調整を行うのがコーディネーターです。学校全体や地域の盲・聾・養護学校、関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量をもった人材を選ぶことが望ましいです。

学校の実情に応じて、教頭、教務主任、生徒指導主事等を指名する場合や養護教諭、教育相談担当者を指名する場合、特殊学級や通級指導教室の担当教員を指名する場合などが考えられます。

Q 校長はどのような配慮をすればよいですか？

A 学校の実情に即して、コーディネーターが担う役割や校務分掌への位置付けを明確にし、コーディネーターが動きやすい体制を整えることが大切です。

また、コーディネーターとして指名した者を、各教育委員会等が主催するコーディネーター養成研修に積極的に参加させることも大切です。一人に負担がかからないように複数のコーディネーターを配置するなどの校内組織の見直しも考えられます。

(4) 校内委員会の設置

中学校1年生のH君は、一方的に話し、友達から話しかけられても答えないことが多いことが原因でトラブルになることがあります。担任とコーディネーターは外部の専門機関との連携をとっていましたが、得られた情報が学校全体として共通理解されていません。H君は注意されることが多くなり、話をしなくなり、欠席も目立つようになりました。



担任



専門家チーム担当者

共通理解



わかりました

支援の方向性が定まっていません

友達とトラブルが起きたときには今まで以上に厳しく対応すべきです。



教師のかかわり方がバラバラです。支援の方向性を一つにすべきだと思います。



厳しく注意するだけでは、本人のためにはならないと思うのですが……。



担任とコーディネーターだけでは解決の方法が見つかりません。

校内委員会を開きます

校内委員会

- 担任、教科担任、クラブ顧問などの関係者が集まり「校内委員会」を開くことが大切です。
- 支援が必要な生徒についての情報交換を行い、支援の方向性を決めることが大切です。
- 校内委員会では課題を一つに絞って、時間を決めて話し合いをすることが大切です。
- 中学校では教科担任制で複数の指導者がかかわるので、共通理解が必要です。

校内委員会で話し合われたことは、職員会議や朝の打ち合わせ等の時間に全教職員に知らせるようにします。職員室に記録を保存し、会議に参加できなかった教職員も話し合いの内容がわかるようにすることが大切です。

- 学級の生徒は、自分一人で責任をもって指導するという考え方から、全職員が協力して指導するという考え方の転換が必要になりました。
- 校内委員会の記録に他の教職員も目を通すようになり、各教科担任の指導に一貫性がみられるようになりました。

校内委員会では、H君に話し合いで守るべきルールを伝え、守れたときにはほめて「自信をもたせること」が大切であることも共通に理解できました。

また、外部の専門機関から得られたアドバイスや、担任が保護者から聞き取った情報についても、他の教科担任や部活動の顧問に知ってもらうことにより、H君への対応に一貫性がみられるようになりました。

H君と友達の間でトラブルがあったときにも、厳しく指導するだけでなく、時間をかけて理由を聞くようにするとH君が納得する場面がみられるようになりました。

1 校内委員会の役割

校内委員会は特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、適切な教育的支援を組織的に行うために設置します。具体的な役割については、次のようなものがあります。

- 1 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に早期に気付く。
- 2 実態把握を行い、学級担任の指導への支援方を具体化する。
- 3 保護者や関係機関と連携して、個別の教育支援計画を作成する。
- 4 校内関係者と連携して、個別の指導計画を作成する。
- 5 児童生徒への指導と保護者との連携について、教職員の共通理解を図る。
- 6 校内研修を推進する。
- 7 専門家チームとの連携を図る。
- 8 保護者相談の窓口になり、特別支援教育の理解啓発や推進の中心となる。

2 校内委員会設置の仕方

校内委員会は、学校規模や地域の実情に合わせて柔軟な形で設置することが望まれます。特別委員会の一つとして位置付けたもの、校務分掌組織を見直し新しい分掌として立ち上げたもの、既存の校内組織を充実させたものなどが考えられます。校内委員会は幼児児童生徒に関する情報を継続的に収集して、必要な支援を検討し迅速に対処していく必要があります。

幼児児童生徒の状態によっては、緊急に全校の職員を動かして支援に取り組まなければならないため、規模の大きな学校では校務分掌の枠を超え、校内のどの組織とも連携することができる特別委員会であることが望ましい場合もあります。

3 校内委員会の構成員



校内委員会の構成員には、次のような人たちが考えられます。支援の内容や学校の実情に合った構成をすることが必要です。

構成員の役割

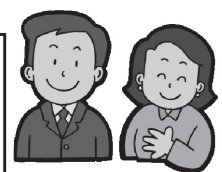
- 学校としての決定や判断を行う管理職
- 関連する組織を責任をもって調整する教務主任等
- 幼児児童生徒の情報をもっている担任、教科担任
- 担任を支援する学年主任、ＴＴ担当
- 発達障害等についての情報や知識をもっている特殊学級担任等
- 幼児児童生徒の健康状態等を把握している養護教諭
- 校内委員会の運営にあたるコーディネーター

たくさんの方が息子にかかわってくれるので、息子のよい面に気付いてくれることが多くなりました。息子も学校が楽しくなったようです。

先生方がチームで指導してくださるのが大変心強いです。

4 校内委員会の会議の運営

チームを編成して、仕事を行う場合には、責任者を明確にしておく必要があります。話し合いの仕方を工夫した会議の運営も必要になります。また、幼稚園、保育所、小規模の学校においては、委員会という名称や構成員にこだわらず、幼児児童生徒の姿を思い浮かべながら、話し合いの機会を多くすることが効果的です。



保護者

(5) 保護者との連携

B幼稚園に通うIさんは、車が大好きでミニカーでしか遊びません。一人で遊ぶことが多く、友達とはほとんど遊びません。幼稚園では大人が声をかけたときにしか話をせず、担任は保護者に専門機関でみてもらうことを勧めています。



困っています

担任



支援の必要性が伝わっていません

一つのことに興味が集中するのはいいことだと思います。



母親

小学校に通う頃になれば、友達とも遊ぶようになると思います。

どうして先生は、育て方がいけないと思っているのかしら。

保護者との話し合いの糸口をつくります



アドバイス

専門家チーム担当者



- 友達と仲良く活動できた場面を連絡ノートで知らせて、Iさんの成長をこまめに母親に知らせるようにします。
- 参観の機会を多くし、Iさんと友達とのかかわりをみてもらったり、母親だけに子育てを考えてもらうのではなく、父親や祖父母にもIさんに必要な支援を考えてもらうようにすることが大切です。
- Iさんが遊ぶときには大人が入って、友達との関係をつくりやすくするとよいということを、保育参観の場面などで保護者に見てもらうようにすることも大切です。
- 保護者の理解が得られれば、盲・聾・養護学校等の教育相談を受け、いろいろな立場から意見をもらうことも必要です。

保護者の理解を得て、支援に参加してもらうためには、担任は単なる知識情報の伝達だけではなく、参観等の機会に指導の場面を通して幼児児童生徒の成長を保護者に示すことが大切です。



わかりました

- 集団の中でのIさんの様子を見ながら話をすると、大人の支援が必要だということを理解してくれました。
- Iさんにわかりやすい、かかわり方や、言葉かけをすると、友達の輪の中に入っていくことができるということがわかってもらえました。
- Iさんのよい面に目を向け、自信をもたせるような声かけやほめ言葉を多くすることが成長につながることをわかってもらえました。

保護者との懇談の機会を多くすることによって信頼関係を築くことができました。Iさんの課題を、客観的に受け止め、担任のアドバイスも受け入れてくれるようになりました。

今後、Iさんが友達に関心をもつことができるようになるためにはどうかかわっていったらいいのか、小学校の入学に向けてどのような引き継ぎを行ったらいいのか、保護者と幼稚園で話し合っていくことになりました。

1 保護者との連携

障害のある子どもにとって早期からの気付きと支援が、後の成長発達に効果的なことはいうまでもありません。しかし、LD、ADHD、高機能自閉症等は、全般的な知的発達に遅れがあるわけではないので、気付くことが難しく、不適切なかかわり方のまま指導を進めていることがあります。

また、幼児の実態を正しく把握していないと、困り感は単なる個性と理解され、問題が顕在化することがないまま日常生活を送っていることがあります。

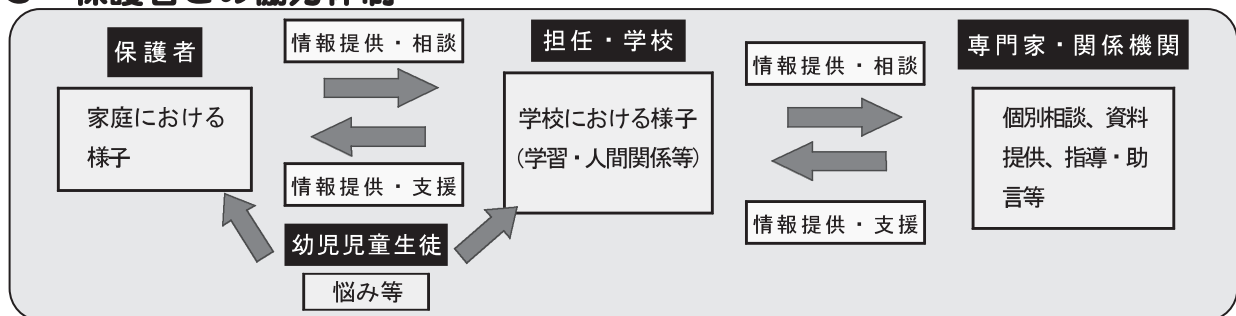
しかし、その一方で、親の会の調査によると、大半の保護者は3歳位までに幼児に何らかの障害があるのではないかと気付いているという報告もあります。

保護者の早期からの気付きを保育所や幼稚園が共有し、幼児への適切な支援を開始することが特別支援教育の充実のために大切です。そのためには、校内支援体制の中に保護者と連携する仕組みをつくり、コーディネーターや担任が窓口となるような取組が求められています。

2 連携の内容・方法

保護者との連携で、重要なことは、担任の先生との間に信頼関係を築くことです。必要に応じて、コーディネーターや校長（園長）、養護教諭なども加わり、幼児児童生徒のためによい方法を共に考えるという立場で話し合いを進めることが大切です。また、課題となっている部分にばかり視点をあてず、できる部分やできるようになってきた部分にも目を向け、幼児児童生徒の成長を確認し合うことが必要です。

3 保護者との協力体制



保護者との連携は各家庭の状況によって対応が異なってきます。右の項目を念頭に置いて支援方法を考えています。

- 幼稚園、学校と保護者の信頼関係の構築
- 情報の共有化
- 情報の引き継ぎ
- 周囲の保護者との関係
- 学校での様子、家庭での様子の把握



Q

保護者の仕事が忙しくて懇談の時間がとれないのですが・・・？

A

直接会って懇談することも大切ですが、学校の様子や家庭での状態を連絡帳や電話などを使って、お互いが負担にならない程度にこまめに情報を交換することも、連携の方法です。

Q

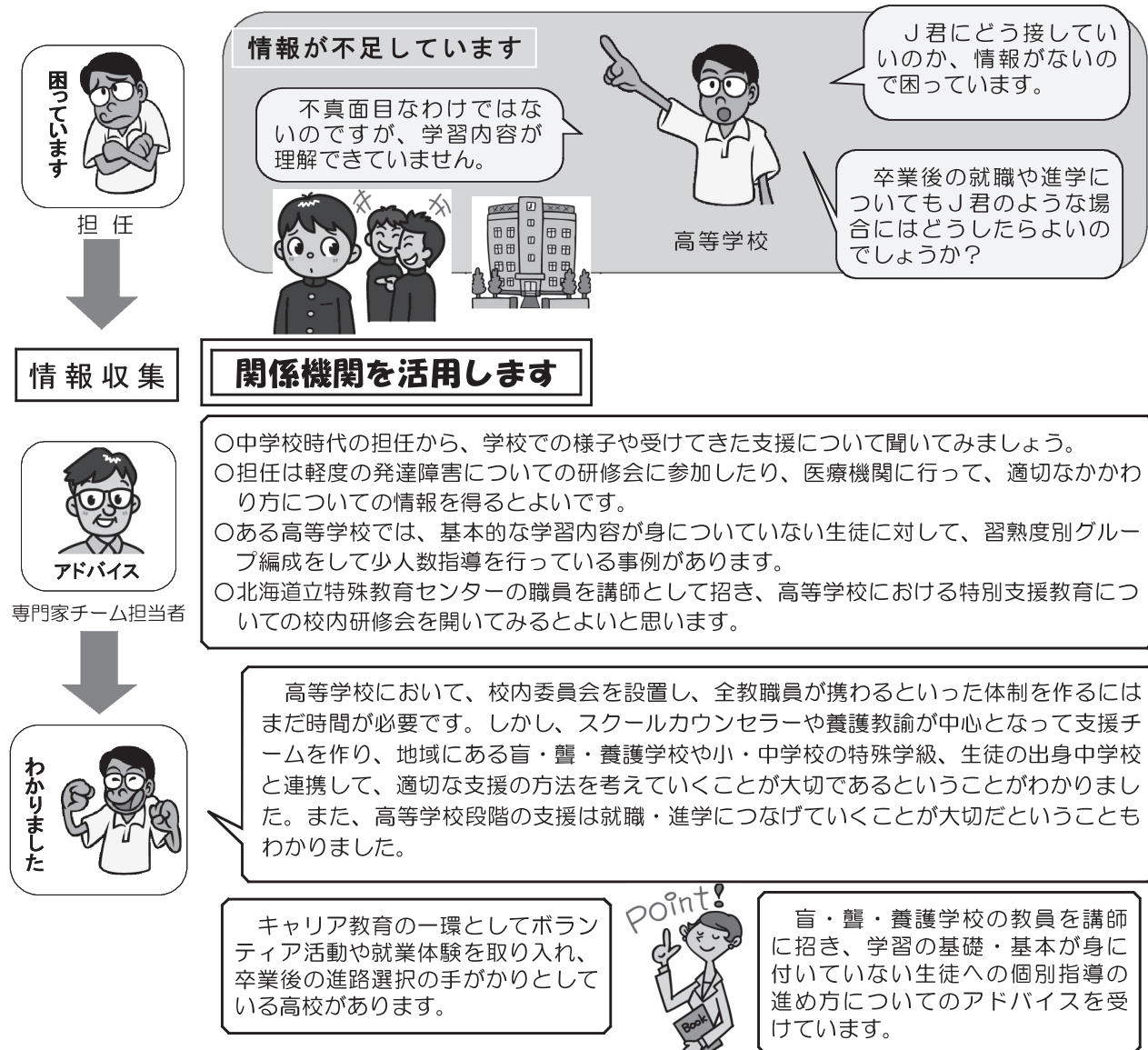
個別の教育支援計画は、幼稚園（学校）の先生が作成するのですか？

A

個別の教育支援計画の作成は、個別の教育支援計画モデル（北海道教育委員会）を活用し、担任と保護者が連携・協力して作成していくことが望ましいです。また、作成に当たっては、盲・聾・養護学校等からのアドバイスを受けることもできます。

(6) 関係機関との連携

C高等学校に入学してきたJ君は、授業には参加しているのですが、上の空だったり、小声で何かをつぶやいていることが多く、授業内容をほとんど理解できていません。そのため、単位の取得が難しい状況です。教科担当教員からは、何らかの特別な教育的支援が必要な生徒ではないかという意見が出ています。また別の教科担当教員からは、「単位が未修得の場合、保護者と本人に退学を勧めてはどうか」という声もあがっています。



C高等学校では、養護教諭と進路指導部が窓口になって、J君の学習指導、進路指導に関する情報を関係機関から集めるようになりました。また、関係機関の職員を招へいして校内研修を行うことにより、特別な教育的支援が必要な生徒に対する指導等について、少しずつ理解されるようになってきました。就職、進学については、今後も関係機関との連携が欠かせないということを話し合っています。

1 関係機関との連携

LD、ADHD、高機能自閉症等については、学校外の機関や団体を活用して、校内支援体制を充実させていくことも大切です。相談、診断、療育、医療、自助団体等、様々な機関や団体があります。

関係機関

- 教育委員会や教育センター
- 特殊学級、通級による指導の担当者
- 盲・聾・養護学校の教育相談担当者
- 医療機関（精神科、神経科、小児科）
- 児童相談所
- 大学の研究室や教育実践総合センター
- 民間の教育機関
- 障害者福祉センター
- 発達障害者支援センター
- 親の会などのサポート団体 等



住んでいる地域にどのような関係機関があるのかについては、北海道立特殊教育センターや盲・聾・養護学校に聞くと連絡先を教えてください。



関係機関については、北海道立特殊教育センターのWebページにも紹介されています。

高等学校では、困り感がかなり顕在化していて、実態把握チェックシートや、校内委員会での話し合いを経なくとも、生徒に必要な特別な教育的支援が明らかなことが多く見られます。しかし、職員側に支援の具体的なノウハウがなかったり、軽度の発達障害について正しい理解がないために「怠けている」という見方で終始し、支援にまで至っていないことがあります。

生徒の生育歴や、中学校で行っていた支援の情報を得た上で、関係機関から適切な対応の方法を聞くなどして、校内支援体制を充実させていくことが大切です。

小規模の学校や幼稚園、保育所において特別支援教育を進めていくときにも、専門機関の力を取り入れると支援体制が充実します。

2 親の会等との連携

LD、ADHD、高機能自閉症関係の親の会やNPO法人は、いくつもの全国組織・団体があり各地に支部をもっています。学校との連携を重視して合同で研修会等を開催している団体もあります。

親の会全国組織 団体名	Webページアドレス
全国LD（学習障害）親の会	http://www.normanet.ne.jp/~zenkokld/
NPO法人えじそんくらぶ（ADHD）	http://www.e-club.jp/
社団法人 日本自閉症協会	http://www.autism.or.jp/
NPO法人 EDGE（ディスレクシア）	http://www.npo-edge.jp/
NPO法人 アスペ・エルデの会（アスペルガー）	http://as-japan.jp/
日本障害者協議会	http://jdnet.gr.jp/
社団福祉法人全日本手をつなぐ親の会	http://www1.odn.ne.jp/ikuseikai/

定期的な会報や理解・啓発のための冊子を発行している団体もありますので、詳しくは上記団体等のホームページをご覧ください。

(7) 専門性向上のための研修

D小学校では、LDやADHDの傾向があったり、診断を受けている児童が在籍していることがわかり、教職員から特別な教育的支援の必要性があげられるようになりました。しかし、特殊学級はなくLD等の児童の指導に詳しい教員もおらず、コーディネーターは具体的な指導に関して、何から手をつけてよいのか悩んでいます。



困っています

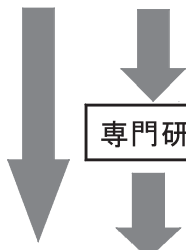
担任



アドバイス

専門家チーム担当者

基本研修会



専門研修会

事例研修会



わかりました

特別支援教育への理解が必要です

WISC-Ⅲという心理検査をLDの疑いがある児童に実施して、どのようなことがわかるのだろうか？

私は今まで一度もLDの児童を担当したことがありません。厳しく叱れば何とかできるのではないのでしょうか。



ADHDの診断を受けているという児童は、授業中立ち歩いてもそのままかまわないでおくべきなのだろうか？

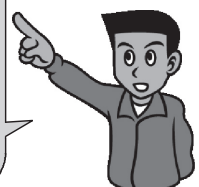
LDとADHDってどのような障害のことをさすのだろうか？

積極的に研修会の企画や参加をします

- 市町村教育委員会主催の教員対象の特別支援教育の研修会等に参加し、理解を深めるとよいと思います。
- コーディネーターや教務の担当者がコーディネーター養成研修講座等を受講して、自校の教職員向けに校内研修会を行っている学校もあります。
- より専門的な内容については、盲・聾・養護学校で行っている研修会や北海道立特殊教育センター等の研修講座、自主的研修等を利用します。
- 盲・聾・養護学校の中には、WISC-Ⅲ等の心理検査の研修会を開催しているところもあります。

校内に在籍する特別な教育的支援が必要な児童の事例を、小グループで話し合っ、具体的な支援の方法を見つける研修会も効果的でした。

研修会後もコーディネーターが「特別支援教育だより」を月2回発行しています。A4版1枚のプリントですが情報がコンパクトにまとめられていて、休憩時などのちょっとした時間に目を通すことができます。



年度初めに地域の養護学校の先生を招いて、教員、保護者を対象にした「特別な教育的支援が必要な児童の理解と対応」の講演会を行いました。LD、ADHDの子どものビデオを見たことで、もしかしたら、自分のクラスに在籍するK君への指導は適切ではなかったのではないかと思います。

基本研修、専門研修、事例研修という研修サイクルにより、教職員がLD、ADHD、高機能自閉症等への理解を深め、学習上のつまずきのある児童や授業中に立ち歩きのある児童に対して一人一人の実態に応じた支援を工夫するようになりました。

また、今までは支援の方法を担当が一人で考えていることが多かったのですが、研修を通してチームで問題解決に当たる仕組みができつつあります。

1 専門性向上のための研修会

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の実態は多様化しており、教職員はこれまで以上に個々の幼児児童生徒の実態や特徴を把握しておく必要があります。そのためには、全ての教職員が理解と対応についての一般的な知識を得るために基礎的な研修を受講することが望まれます。校長やコーディネーターは、学校として積極的に特別支援教育に関する研修に取り組む姿勢を教職員に示していくことが大切です。

講義形式の研修だけではなく、具体的な支援の在り方を事例をもとに話し合うケース会議なども有効な手段です。また、職種や立場に応じて、管理職向け、コーディネーター向け、保護者向けの研修会への参加も具体的な支援を行う際に有効になります。研修会参加者は研修で知り得た内容を、資料にまとめて配付したり、自らが講師となって職員に還元すると、校内支援体制がより充実します。

2 校内研修会の目的

- 1 特別な教育的支援を必要としている幼児児童生徒への気づきを促す。
- 2 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する具体的な対応の方法を知る。
- 3 校内支援体制の意義と体制づくりに関する理解を深める。



校内委員会で話し合われたことをもとに、学校のニーズにあった研修プログラムを用意したり、講師を選んで研修会を企画していくことが大切です。

3 校内研修会のプログラムの例

- 1 LD、ADHD、高機能自閉症等の基本的理解と特別支援教育の現状
- 2 LD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒の対応の仕方
- 3 事例研究による当該幼児児童生徒の理解と支援

校内研修会の企画は、外部で行われる研修会の内容と結びつけて行うと一層効果的です。

4 校内研修会実施における留意点

研修会を企画する場合には、学校（園）の特別支援教育についての理解の状況を正確に把握することが大切です。特別支援教育の理解が十分でない場合には、外部専門機関等の講師を招き、きっかけづくりとしての全校講演会を行うことも有効です。

すでにLD、ADHD、高機能自閉症等についての理解があれば、小グループでの事例検討会等の演習形式の研修が指導に結びつきやすいと思います。

研修はこまめに少しずつ、そして継続して行うことが最も大切です。

専門性向上のための研修の内容及び方法については、「教員の専門性を高める研修の内容及び方法について」（1～22ページ）に記載されておりますのでご覧ください。

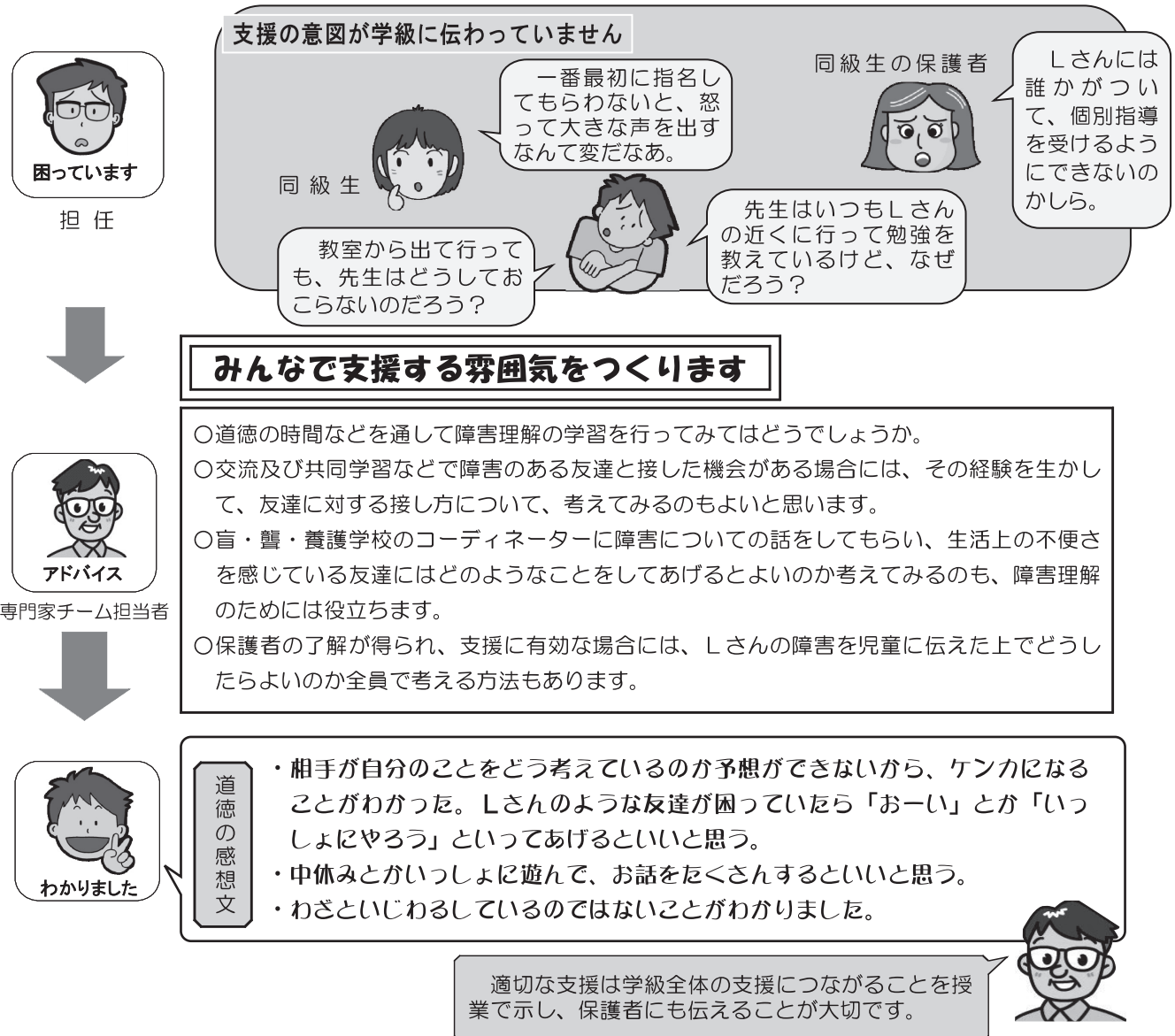


本校では年度初めに、北海道立特殊教育センターの職員を招いて、特別な教育的支援が必要な生徒についての全体研修会を行いました。

また、市の教育委員会主催の特別支援教育研修会が定期的に関われており、コーディネーターを中心としたメンバーが参加し、その内容を校内で研修しています。小グループで集まって児童のことを話す機会が多くなりました。

(8) 子どもへの理解・啓発

小学校6年生のLさんはADHDの診断を受け、薬を服用しています。突然物を投げたり、友達に注意されると手が出てしまうことがあり、個別のかかわりが必要です。担任はLさんに配慮をしながら授業をしています。他の児童はそのことについて理解できていません。保護者の一部には、担任のかかわり方について疑問の声が上がっています。



担任が折に触れ、障害のある人への支援の大切さを指導したので、Lさんがなぜ特別な支援を必要としているのかを子どもなりに理解できるようになり、学級内でのLさんへのかかわり方に変化がみられるようになりました。また、児童一人一人の成長を通して保護者の理解も高まりました。

1 同級生や保護者への理解・啓発

学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒に対して、一斉指導での特別な配慮や支援が必要な場合、周りの幼児児童生徒や保護者の理解が必要になります。担任は、周りの幼児児童生徒が障害のある友達に温かく接し、教員が行う支援を肯定的に受け止められるような指導や環境づくりを行うことが大切です。また、保護者、本人が望んでいる場合には、幼児児童生徒の発達段階を考慮した上で、本人の困り感について話し合いの機会をもつことが有効な場合があります。



お母さんと交流するボランティア（埼玉県）

ボランティア活動は、親も子どももはなれて大学のりよう生活を始めてからは、まさに、毎日の生活がボランティアの手で支えら

ボランティアしあおうよ

松本 功

「ボランティアしあおうよ」
教育出版6年下

クラスの児童生徒が、国語科の「ボランティアしあおうよ」（教育出版6年）の学習で「視覚障害」や「聴覚障害」について、興味をもったので、道徳の時間や総合的な学習の時間に「福祉」についての学習を取り上げました。



このほかにも道内で使用されている教科書には障害理解のための説明文が掲載されています。

「もうどう犬の訓練」
「手と心で読む」
「便利ということ」

吉原順平（東京書籍3年下）
大島健甫（光村図書4年下）
太田正巳（教育出版4年上）

盲・聾・養護学校



総合的な学習の時間に盲・聾・養護学校のセンター的機能を利用する小・中学校、高等学校が増えています。

保護者、地域への特別支援教育の理解を得るために、特別支援教育についてのアンケート調査を行い、その結果を校内支援体制の整備に反映させている学校もあります。

2 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への態度を明確に示す

- いじめや差別などは許さない雰囲気づくり
- 各教科や道徳、総合的な学習の時間などを通して、一人一人を大切にする教育を実践
- 保護者懇談や学級便りなどでの一般の保護者への啓発活動



私は、いつもこの3点を心がけて、学級経営を行っています。

担任の姿勢が、特別支援教育の考え方を幼児児童生徒や保護者に浸透させます。幼児児童生徒同士の理解が進むと、適切な支援は進めやすくなります。支援が必要な幼児児童生徒以外にも分かりやすい授業を提供することができます。

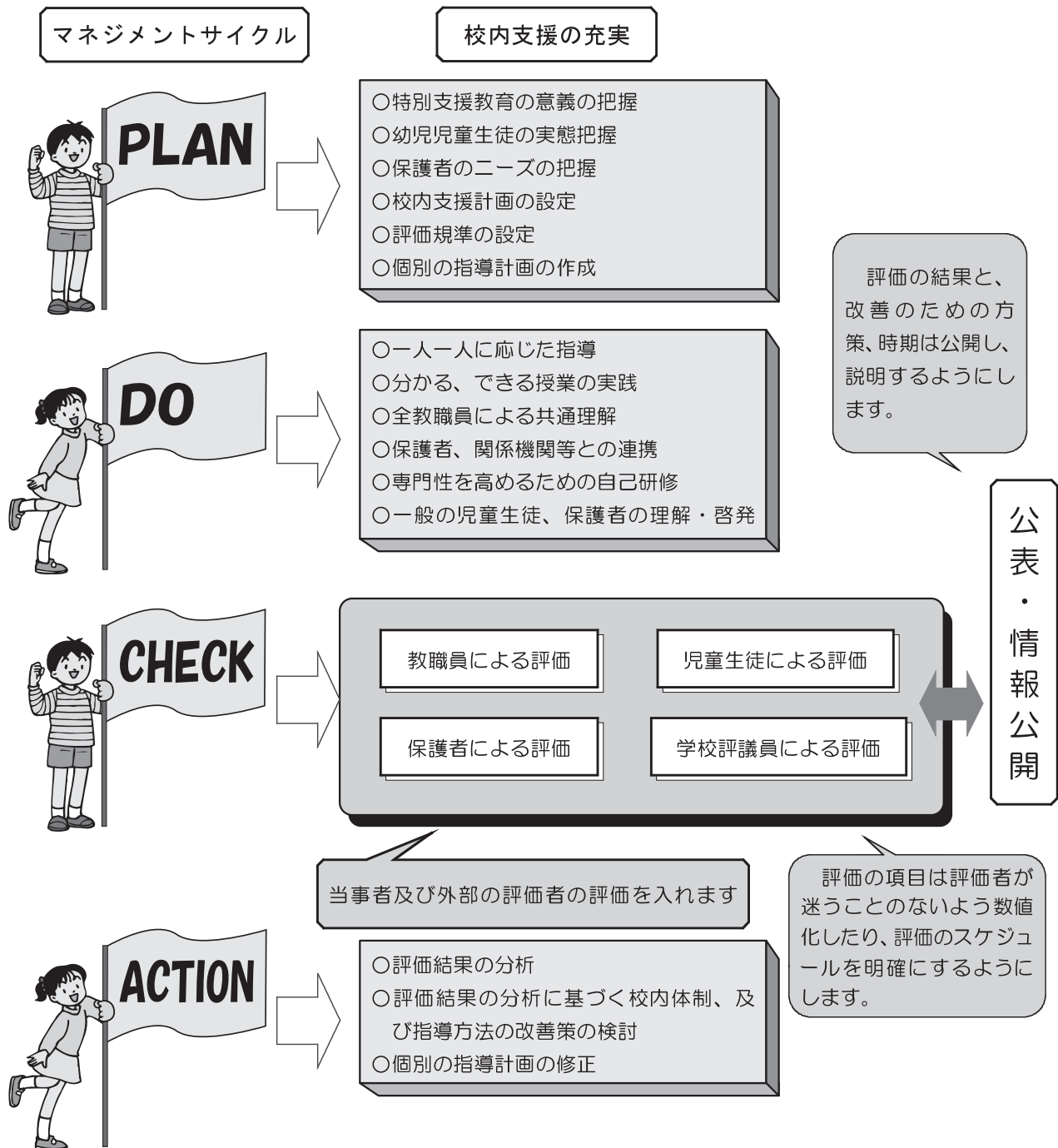


校内支援体制の充実のためには、学級担任が特別支援教育の考え方を理解し、学級経営を行うことが大切です。

Ⅲ 校内支援体制改善のための視点

1 校内支援体制改善のためのP D C A (PLAN-DO-CHECK-ACTION) サイクル

特別支援教育を充実させるためには、現状の校内支援体制で満足することなく、さらに現在の体制を改善・充実させるという考え方が大切です。そのためには支援を必要としている幼児児童生徒の実態把握、それに基づく個別の指導計画の作成、指導の内容・方法についての検討、評価と改善のマネジメントサイクルを推進することが必要です。



2 校内支援体制のチェックシート 北海道立特殊教育センター校内支援体制のチェックシート—βⅡ

※コピーしてご利用ください

校内支援体制のチェックシート

実施日 平成 年 月 日

学校名
(幼稚園名)

チェックシートの記入方法

- 校内委員会等で協議の上、チェックシートを用いて自校の校内支援体制の充実度を調べます。
- 当てはまるものをチェックし、要素ごとのチェック数をグラフに記入し線で結びます。

子どもへの理解・啓発

- ☐学級経営に特別支援教育を位置付けている。
- ☐交流及び共同学習で障害のある児童生徒と学習をしている（したことがある）。
- ☐学級で障害をテーマにした話し合いをしたことがある（授業をしたことがある）。
- ☐支援の必要な子の、困っている点、理解してほしい点を、分かりやすく伝えている。
- ☐学級便り、学校便りなどで保護者への啓発活動を行っている。

特別支援教育コーディネーター

- ☐校内（園内）で特別支援教育コーディネーターが指名されている。
- ☐コーディネーターは、支援のための時間を確保されている。
- ☐コーディネーターは、支援が必要な幼児児童生徒が在籍する学級の授業参観をしている。
- ☐外部機関との連絡調整はコーディネーターが行っている。
- ☐校内委員会での話し合いの上、コーディネーターが研修会の内容を決め、実施している。

保護者との連携

- ☐定期的に保護者と懇談し、ニーズを把握し支援の方法を話し合っている。
- ☐幼児児童生徒の日々の様子は、連絡帳などで保護者に随時伝えている。
- ☐支援が必要な幼児児童生徒の保護者には、必要に応じて授業参観に来てもらっている。
- ☐個別の指導計画、個別の教育支援計画は保護者と話し合って作成している。
- ☐保護者との話し合いにはコーディネーターも加わっている。

校長のリーダーシップ

- ☐学校経営に特別支援教育を位置付けている。
- ☐校内支援体制充実のため校務分掌の見直しを行った。
- ☐教職員・保護者や地域の方々に向けて特別支援教育の情報を発信している（会議や学校便りなど）。
- ☐校長自身が特別支援教育の研修会に参加したことがある。
- ☐教職員を特別支援教育の研修会に参加させている。

関係機関との連携

- ☐幼児児童生徒の支援について、すぐに相談できる人や機関が複数ある。
- ☐地域の特別支援教育に関する情報が定期的に届いている。
- ☐地域の盲・聾・養護学校及び特殊学級の担当者と連携して、支援を行ったことがある。
- ☐支援が必要な幼児児童生徒の入学前に、前担任や関係機関から情報を得たことがある。
- ☐個人情報の取扱いに留意し、関係機関と情報の共有化及び引き継ぎを行っている。

教職員の共通理解

- ☐定期的な会議の中で幼児児童生徒の支援について話し合う場が設定されている。
- ☐特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の情報は、必ず複数の教職員で把握している。
- ☐特別支援教育についての書籍を読んだことのある教職員が半数以上いる。
- ☐同僚からの具体的なアドバイスを、指導に生かしている。
- ☐支援が必要な幼児児童生徒について、コーディネーターと定期的な情報交換している。

専門性向上のための研修

- ☐校内（園内）で、特別支援教育に関する研修会を開いたことがある。
- ☐教育委員会等が主催する特別支援教育に関する研修会に参加したことがある教職員がいる。
- ☐特別支援教育に関する新しい情報が定期的に、紹介、配付されている。
- ☐特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の事例検討会を行ったことがある。
- ☐校外の研修で知り得た情報を、校内に還元するシステムがある。

校内委員会の設置

- ☐校内委員会を常設の会議として設定している（またはそれに類する会議がある）。
- ☐校内委員会が定期的に行われ、幼児児童生徒の支援について話し合っている。
- ☐校内委員会の構成員は、支援体制をつくるために必要な職員で構成されている。
- ☐実態把握のチェックシートなどを用いて担任の気付きを他の職員に知らせている。
- ☐校内委員会で話し合われた内容は全教職員が知ることができる。

○ 改善・充実が必要な要素を記入

チェックシートで自校の実態を明確にして、取り組みやすいところから、校内支援体制の充実に努めてください。

引用文献

- 1) 中央教育審議会（2005）特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）.
- 2) 文部科学省（2004）小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）.
- 3) 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議（1999）学習障害児に対する指導について（報告）
- 4) 特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議（2003）今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）.

参考文献

- 1) 青森県教育委員会（2005）特別支援教育コーディネーターガイドブック.
- 2) 廣瀬由美子監修（2005）「気になる子ども」のサポートシステム. 中央法規.
- 3) 廣瀬由美子監修（2004）「気になる子ども」の配慮と支援. 中央法規.
- 4) 北海道立特殊教育センター（2005）研究紀要, 18.
- 5) 北海道立特殊教育センター（2004）研究紀要, 17.
- 6) 北海道立特殊教育センター（2005）特別支援教育ほっかいどう, 5.
- 7) 北海道立特殊教育センター（2004）特別支援教育ほっかいどう, 4.
- 8) 廣瀬由美子（2005）「小学校における発達障害児の支援」教育と医学, 慶應義塾大学出版会 No630, 55-61.
- 9) 熊本県立教育センター（2005）「特別支援教育ガイドブック」特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解と支援.
- 10) 三重県総合教育センター（2004）特別支援教育Q & A 校内支援体制をコーディネートしていくために.
- 11) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集（2005）季刊特別支援教育, 17.
- 12) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集（2005）季刊特別支援教育, 16.
- 13) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集（2004）季刊特別支援教育, 12.
- 14) 無藤隆, 柘植雅義他編集（2005）「気になる子」の保育と就学支援, 東洋館出版社.
- 15) 長崎県教育委員会（2005）特別な教育的支援を必要とする子どものサポートマニュアル.
- 16) 名古屋市障害児教育研究会（2005）名古屋における特別支援教育vol.1.
- 17) 柘植雅義編集（2005）通常学級での特別支援教育PDCA, 教育開発研究所.
- 18) 上野一彦他（2005）特別支援教育スタートマニュアル. 第一法規.
- 19) 山梨県教育委員会（2005）特別な教育的支援を必要としている子どもたちのための校内支援ハンドブック2.
- 20) 横浜市教育委員会（2004）特別な教育的支援の必要な子どもたちのための校内支援体制ハンドブック.
- 21) 全国特殊学級設置学校長協会編集（2004）中学校における特別支援教育の体制づくり.
- 22) 全国特殊学級設置学校長協会編集（2003）小学校における特別支援教育の体制づくり.

抄 録

分 類 記 号	主 題 名	特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の支援の充実に関する研究 幼稚園、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実	
I 1 - 0 1			
北海道立特殊教育センター		平成18年 2 月	26ページ
本研究は、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒のための校内支援体制づくりのための方法について検討した。 研究に当たって、道内の幼稚園、小・中学校、高等学校での指導や支援事例の分析、検討を行うなかで、次の内容について考察・整理することができた。 ①校内支援体制を充実させるための8つの視点 ②幼稚園、小・中学校、高等学校で活用できる具体例と支援のポイント ③チェックシート（βⅡ）を用いた校内支援体制改善のための視点			
キーワード	特別支援教育、校内支援体制、特別支援教育コーディネーター、幼稚園、小学校、中学校、高等学校		

あ と が き

本号に収録されました研究成果は、当センターの研修講座等で活用します。
また、当センターのホームページに研究紀要の全文を掲載します。

教員の専門性を高める研修の内容及び方法について

研究協力者

北海道教育大学函館校 助教授 青山 眞二 (平成16, 17年度)

幼稚園、小・中学校及び高等学校における校内支援体制について

研究協力者

北海道教育大学札幌校 助教授 齊藤 真善 (平成16, 17年度)

千歳市立信濃小学校 教諭 佐々木正志 (平成17年度)

石狩市立江南小学校 教諭 村田 敏彰 (平成17年度)

岩見沢市立日の出小学校 教諭 袖野 実佳 (平成17年度)

I 1-01

平成17年度

第19号

Hokkaido
Special
Education
Center

研究紀要 第19号

平成18年3月発行

発行者 北海道立特別教育センター

所長 鈴木重男

〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

電話 011(612) 6211(代表)

FAX 011(612) 6213

ホームページ <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>

印刷所